

シベリア出兵の序曲

細谷 千博

一、革命と干渉の舞台としてのシベリア

一九一七年三月一二日（露曆、二月二七日）、ロシアの首都ペトログラードで革命が発生（二月革命）、ツァーリズムの支配体制は崩壊、革命の波動はウラルを越え、シベリアの政治状況につたわってゆく。すでにシベリアの一般住民のツァーリズムへの反感は、産業・教育その他の面での、政府の差別政策にもとづいて募^{（↓）}っており、一次大戦の長期化に伴う物心両面での重圧は、これに一段と拍車をかけていた。かくて、ツァーリズムの没落は、シベリアでも一般に歓迎され、中央の事態に呼応、各地でツァーリズムの支配機関に代わる、新たな二つの権力機関が組織化される。「公共安全委員会」Комитет Общественной Безопасности と「労兵ソビエト」がそれであるが、前者は、各政党、自治組織の代表を広く包含しており、ペトログラードの臨時政府と協力して、地方政治の自治的運営に当たるものとされた。ここにシベリアでも二重権力状況が出現する。

ところで、周知のように一般大衆の革命エネルギーは、二月革命後、彼らの厭戦感情を無視した政府の戦争継続政

策、レーニン以下のポリシェビキのエリートのすぐれたリーダーシップなどの要因に支えられて、次第に高揚してゆき、それは都市における、平和とパンを求める大規模なデモの運動として、また農村における、農民暴動、土地奪取の頻発となって表面に噴出していった。大衆のもつ革命エネルギーの誘導に成功したポリシェビキは、かくて八月末にはペトログラード、九月初めにはモスクワで、労兵ソビエトのヘゲモニー掌握へと進み、一〇月革命に武装蜂起する条件を成熟せしめていた。

さてシベリアであるが、革命進行のテンポは、ヨーロッパ・ロシアとは均しくはなかった。ポリシェビキのサブ・エリートの活潑な活動にもかかわらず、シベリアのもつ特有な条件は革命の急進化を阻む要因を形づくっていた。

まず、産業労働者の状態である。資本主義の未成熟はロシア全般の状況であったが、シベリアについては、ツァー政府の方針にもとづき工業化はとくに遅らされており、産業労働者の数は少く、住民の圧倒的多数は農民によって占められていた。⁽²⁾ 二月革命前の時点では、労働者の大部分は組合組織をもたず、革命後急速に組合結成が進むものの、指導部はメンシェビキ系とポリシェビキ系に分裂し、傘下にシベリア最大の組合員をもつシベリア鉄道従業員組合は、メンシェビキの指導のもとにあった。

次に、シベリア住民の大多数を占める農民であるが、彼らの土地所有形態、階層分化は、ヨーロッパ・ロシアの農民のそれとはかなり様相を異にしていた。すなわち、開発の新しい地域として、シベリアではヨーロッパ・ロシアに見られるような土地所有形態面での封建的遺制をもたず、農民間の階層対立もそれだけ尖鋭でなかったといえよう。農民間の階層分化は、ここでは主として先住者 *Срапожники* と新移住者 *Нобоселы* との間で発生するという形態を

とったといわれるが、ナバシヨリー（新移住者）の場合においても、スタラジーリー（先住者）に比して、たしかに土地保有面積は狭小、耕作条件は劣悪であったにしても、ヨローロッパ・ロシアの貧農に較べれば、一般的に経済状態ははるかに良好といつてよく、したがって現状変革の意欲にとほしかった。⁽³⁾

このような事情で、「土地解放」のポリシエビキのスローガンも、農民心理に訴える上で、シベリアではヨローロッパ・ロシアほどの有効な機能を果たしえなかった。シベリア農民の間で革命エネルギーの高揚が低調であったことは、「農民一揆がいたるところで大河のように流れている」（トロッキー）といわれた、一九一七年の夏から秋にかけて、シベリアではこのような農民一揆が余り発生しなかったことから知られる。一部のナバシヨリーを除いては、ポリシエビキの農民に対する勢力浸透工作も十分な成果をおさめたとはいえず、大部分の農民は伝統的なエス・エルへの親近的立場にとどまるか、または政治的中立・無関心の態度をとっていたのである。

第三のシベリア特有の条件として、政治的自治運動の存在を指摘することができよう。「民族的に異質な国家においては、立ちおくれたブルジョア革命は遠心的な力を解放する」（トロッキー）といわれるが、二月革命を契機にロシア国内では、フィンランド、ウクライナその他の地域で民族独立運動が活潑化する。このように中央の政治権力から分離しようとする遠心力が勢いを増しはじめた点ではシベリアも例外たりえなかった。

シベリアの自治運動の歴史は、一八六四年にまで溯るとされ、活動の拠点はトムスク——シベリア唯一の大学所在地——であり、そのインテリゲンチヤを中心に、ツァーリズムの政治的・文化的差別政策に反抗し、とりわけゼムストボ Земство 制度のシベリアへの導入を求める運動として展開されていた。⁽⁴⁾ 運動の指導者としてポターニン⁽⁵⁾

H. Лоранж 教授がとくに著名であった。

二月革命で活潑化したシベリアの自治運動に、臨時政府は六月、ゼムストボ制度のシベリアでの実施に踏みきるが、自治運動はさらに発展、八月には「全シベリア統一の理念に共感する」各種団体の代表は、トムスクで会議を開き、その結果、シベリアの統治形態を討議するため、全シベリア会議が一〇月開催されることに決定を見たのである。⁽⁶⁾ かくて一〇月末、第一回の全シベリア地域会議 *Первый Общесибирский Областной Съезд* は、約二〇〇名の代表を集めてトムスクで開かれ、シベリアの自治的統治組織についての宣言がなされたのである。⁽⁷⁾

右に見たようなシベリア特有の状況は、ポリシェビキによる革命のシベリアへの円滑な浸透を阻害する内部的要因を形づくっており、各地の反ポリシェビキ、自治派の勢力はやがてチェコスロバキヤ軍団や日本、アメリカ、イギリスの干渉勢力と結びついて、内戦と干渉戦の複雑な様相を生みだしてゆくことになるのである。

さて、一〇月革命直後のシベリアの主要都市の革命状況は、ポリシェビキとエス・エル、メンシェビキその他の反ポリシェビキ勢力との間の力関係、とりわけ前線から帰還する兵士の力とその動向によって左右されていたように見える。そして権力の争奪をめぐるはげしい攻防劇が往々にして展開されたのである。ポリシェビキの指導者にとって、革命エネルギーの横溢する帰還兵士の物理力を利用できるとき、権力奪取は容易であったが、ポリシェビキ側に動員できる軍事力が反ポリシェビキ側のそれに比して必ずしも優勢と判断されなるとき、権力奪取の時機はしばしば延期を余儀なくされていた。次にいくつかの重要都市における、一〇月革命後の革命化の過程を見てみよう。

クラスノヤルスク——一〇月革命当時、すでにこの地の労兵ソビエトのヘゲモニーはポリシェビキの掌握するとこ

ろとなっており、いわばシベリア中部でのポリシエビキの拠点的存在であった。というのも、この都市とその周辺金属鉱山地帯には、早くからヨーロッパ・ロシアの急進的な労働者が移住してきており、すでに一九〇五年の革命のさいにも武装蜂起の経験をもっていた。ポリシエビキの組織化も他の都市に先がけて進み、十月革命前、労兵ソビエトのみならず、市会、労働組合いずれも、ポリシエビキのコントロールするところとなっていた。したがって、この地での革命化の過程はスムーズに運び、首都からの革命情報が伝達された直後の十一月一日、全権力の労兵ソビエトへの集中、二重権力状態の清算が宣言され、二週間足らずして一切の政治権力は名実ともにポリシエビキの掌中に帰していた。⁽⁸⁾

ハバロフスク——沿海州の州都であり、極東ロシア総督の所在地として、中央政府にとっては多年シベリア統治上重視されてきた地点である。一〇月革命後もこの地にとどまっていたルサノフ *Русанов* 総督は、一二月初め、守備隊兵士とこれに合流したアムール艦隊の水兵の力によってその地位から追われ、全権力はソビエトに集中される。つづいてソビエト内部での権力抗争のあと、二週間後にはポリシエビキはエス・エル左派と連携して、エス・エル右派とメンシエビキをソビエト外に放逐して、その主導権を握っていた。⁽⁹⁾

イルクーツク——バイカル湖に近く、極東ロシアへの関門に位置するこの要衝の地は、「全シベリア・ソビエト中央執行委員会」*Центральный Исполнительный Комитет Советов Всей Сибири* (通称 *Центро-Сибирни*) の所在地であったが、そこにおいてはエス・エル右派、メンシエビキの勢力が強く、これら勢力はポリシエビキとの権力闘争の組織として、「革命擁護委員会」*Комитет Защиты Революции* を発足させ、ポリシエビキ革命への抵抗の態

勢をしめしていた。ことに「革命擁護委員会」が帝政派將校グループ、士官学校生徒、コサック隊に接近、その軍事力をかりてポリシエビキとあくまで対決する意図をもつにいたったことは、ポリシエビキ側にとって危険な事態であり、ここに士官学校生徒の武装解除命令を導火線として、遂にポリシエビキ派の兵士と士官学校生徒らとの間に武力衝突がはじまり、一二月下旬、一〇日間にわたる壮烈な市街戦が演ぜられた。結局、「革命擁護委員会」側は屈服、一九一八年一月四日、この都市の政治権力に対するポリシエビキの掌握は完了する⁽¹⁰⁾。

オムスク——西シベリアの重要都市のこの地でも、イルクーツクと同じく士官学校生徒と革命軍兵士との武力衝突という事態が発生した。それはカデットのリーダーのひそかな策謀にもとづくものであり、一月中旬の士官学校生徒の蹶起に端を発したが、結果はイルクーツク同様兵士側の勝利に終わった⁽¹¹⁾。

チタ——ザバイカル州政府の所在地。この地では一〇月革命のあと、「公共安全委員会」に代って、「人民ソビエト」 Народный Совет が権力機構として登場していた。この「人民ソビエト」は、ソビエト政府とシベリア議会(シベリア自治運動の中心、後述)の双方を承認したことから知られるように、中間的性格のものであり、構成メンバーはポリシエビキから公共安全委員会の旧メンバー、また協同組合代表、コサック代表その他各派各層をふくんでおり、議長はメンシエビキの代表の占めるところであった。したがってポリシエビキは「人民ソビエト」に参加はしていたものの、このような組織に満足するものではなく、その解体を意図し、軍事力の行使の機会をうかがっていた。しかし革命直後の軍事力のバランスは必ずしもポリシエビキ側に有利ではなく、ことに一九一八年一月中旬、前線から帰還したコサック部隊の兵士は「人民ソビエト」への支持の態度を明らかにし、革命軍の武装解除の実施にすら踏みき

たのである。かくてチタでは、ポリシェビキによる権力掌握は大きな障碍に直面していた。しかしこの状況も二月中旬、第二チタ、第二ネルチンスク連隊の兵士が帰還するに及び一変する。急進的な革命兵士によって率いられたこれら帰還部隊は「人民ソビエト」の解散を要求、これを実現せしめ、かくて「人民ソビエト」に代って、ポリシェビキの代表を議長とする労兵ソビエトの手に権力は移行したのである。⁽¹³⁾

このようにしてポリシェビキは、前線から帰還する兵士のもたらした物理的強制力にしばしば物をいわせてシベリア主要都市での権力奪取に成功してゆくが、しかしこのような事態の発展にシベリア住民の多数をしめる農民は無関心、もしくは好意的ではなかったように思える。かくて革命の浸透を進める上で農民の支持の獲得、拡大が要請されてくるが、さらにポリシェビキにとって、シベリア自治運動の存在は革命化への重要な障碍であり、その破砕が試みられねばならなかった。

自治運動のリーダーは、一〇月革命直前トムスクで第一回全シベリア地域会議をもっていたが、一二月一九日から一〇日間、トムスクに一五〇人の代表を集めて臨時全シベリア会議を開催、新しい状況に対応した運動指導を検討するとともに、ポリシェビキの革命運動に対抗して、シベリア地方議會^{地方議會} Сибирская Областная Дума を翌年二月九日からトムスクに召集することを決定して⁽¹³⁾いた。そして、一月四日、エス・エル右派が多数を制するトムスクのシベリア地方ソビエトは各地の労兵ソビエトにメッセージを発し、シベリア地方議會^{地方議會}への代表派遣を要請していた。

右のシベリア自治運動の展開は、ポリシェビキのエリートにとって、ロシアの各地で発生していた分離運動の一環として把握され、ロシアの統一を毀損するのみならず、危険な反革命運動の性格をもつものと見なされた。そこで自

治運動破砕の實力行使が必要とされ、行動の開始はシベリア地方議會地方議會の開催の前日、多くの自治運動指導者がトムスクに參集する時点に照準された。かくて二月八日夜、シベリア地方議會地方議會及びシベリア地方ソビエトのメンバーに対する一斉逮捕の舉にポリシエビキは出て、ドーマの開催は實力で阻止されたのである。⁽¹⁴⁾

逮捕を免れた自治運動のリーダーはこの時以来シベリア各地に分散する。逃走に先立ち彼らは秘密會議を開き、ポリシエビキとの鬭争戰術を検討するとともに、臨時シベリア政府 *Временное Сибирское Правительство* の組織を決定した。このさい決定された閣僚の主要メンバーは次の通りである。

首相兼農相、デルベル *П. Дербер*。外相、ボロゴドスキュー。 *П. Вологодский*。陸相、クラコバツキュー *А. Краковецкий*。蔵相、シハイロフ *Ив. Михайлов*。通産相、コロボフ *Колобов*。食糧供給相、セレンレニコフ *И. Семеновичев*。

このうちデルベルその他はハルビンに逃れ、ボロゴドスキューらはトムスクの周辺に身を潜めて、再起の機会をうかがうこととなる。

右に見たように、シベリアにおけるポリシエビキ革命の浸透は、この地域特有の条件に規定されて屈折した形態をしめすが、革命運動がハルビンといった中国主権下のロシア管轄地域⁽¹⁵⁾、また北滿にアムール河を隔てて接するブラゴベシチェンスク、さらに國際貿易に門戸を開いて、外部の政治体系との直接の接点にあたるウラディボストークといった地点に及んでくると、革命化の進展は國際的要因の規定をうけることとなり、ポリシエビキによる政治権力の奪取にあたって、国内政治の次元での反対勢力との力關係に対する考慮のみならず、外圧の存在と國際干渉の危険へ

の慎重な配慮が必要とされねばならなかったのである。日本の干渉行動の動きがまず見られたのもこれらの地点においてであった。以下ウラディボストークにおける日本の干渉行動の発端の問題を中心に、ポリシェビキ革命に対する日本の反応を、革命発生から翌一九一八年春の時期にかけてさぐって見ることとする。

二、ポリシェビキ革命と日本の最初の反応

1、革命発生の情報

ポリシェビキ革命の発生を伝える、日本政府への第一報は、革命後二日経った一九一七年（大正六年）十一月九日、モスクワの熊崎（恭）総領事代理からもたらされた。

「露都社会党過激派ハ十一月七日同地帝国銀行郵便電報電話局、停車場等ヲ占領シ同派囚徒ヲ解放シ『カデイト』党大臣ヲ捕縛シタリトノ報アリ当地労兵会モ不穩ノ徴アルヲ以テ当局ハ防遏策考中⁽¹⁾」

この日の新聞は、過激派の露都支配を伝えるハルビン電を報じていたが、革命の詳細な状況についての情報は、しばらくは新聞のチャネルを通して日本国内に伝達されなかった。東京朝日新聞（十一月一日）は、大島（健一）陸相の「自分の手許には一向に報告が来ない。先日見たものは先月二五日の出であった。変である」との時局談を報じており、つづいて翌一二日開かれた臨時外交調査会では東支鉄道南部線（ハルビン——長春間）をロシアより買収する案についての審議がなされたが、革命をめぐる⁽²⁾の意見交換がなされた形跡はなかった。かくて日本の政策決定者はポリシェビキ革命についての情報過小から、真相の把握に苦しみ、当分は事態の注視を余儀なくされていたのであ

る。

一月中旬の新聞は、ケレンスキイの反攻開始、首都奪還の観測を伝え、また、「レーニン政府終焉か」といった記事を連日掲げており⁽³⁾、ロシア情勢についての混乱したイメージの創出に拍車をかけていた。

革命勃発の模様を伝える内田(康哉)駐露大使からの公電が、日本政府のもとに到達するのはようやく一月二三日になってであるが、この頃からペトログラードとの通信も平常に近く復帰し、ロシア情勢も次第に輪廓を浮び上げらせてくる。

静観を持していた日本政府に、始めてボリシェビキ政権への態度表明を促したのは、同政権による交戦各国への休戦通告と講和交渉開始の提議であった。すでに革命の翌日、一月八日、第二回全露ソビエト大会は「平和に関する布告」Декрет о мире を決議していたが、一月二一日、外務人民委員トロツキーЛ. Тройцкийはこの決議を実行に移し、ペトログラード駐在の連合国外交代表に通牒を送って、新政権の成立を正式に通告するとともに、「平和に関する布告」へ注意を喚起して、この「布告」を「全戦線にわたる即刻の休戦と、講和商議の即刻開始を要求する公式の提案と認める」⁽⁵⁾よう要望したのである。かくて新政権の戦線離脱の意図は明白となった。

予想されたこととはいえ、レーニン政権による敵国ドイツ側との単独講和の動きに対し連合国側は強く反撥する。

それは一九一四年九月五日の単独不講和宣言に違反する背信行為として、連合国側は強硬な共同抗議を行なうべしとする決議のペトログラードの連合国外交団会議での採択となり(一月二三日)⁽⁶⁾、これをうけて共同抗議に日本は参加する意思ありやとの照会が、フランス政府から日本政府に対しなされていた。⁽⁷⁾日本政府が革命後をはじめ、レーニン

政権に対する態度表明を行なったのはこの機会においてであった。本野（一郎）外相は松井（慶四郎）駐仏大使への一月二十九日の回訓のなかで、レーニン政権をロシアを危険に陥れている「篡奪者」として公然非難することは、無用な挑発であり、望ましくないとしながらも、同政権が単独不講和宣言に反してドイツ側と単独休戦を試みることは、及び秘密外交文書公表の一方的措置に対しては共同抗議の宣言に加わることに同意の意向を伝えていた。⁽⁸⁾同時にこの日、内田駐露大使には、新政権に関する最初の訓電をあたえ、そのなかで「居留民保護上其ノ他日常事務ニ付」、必要の場合新政府と接触をもつことを許容する、ただし承認問題とは全く無関係との方針を指示していた。⁽⁹⁾

このようにポリシエビキ革命勃発からほぼ一カ月間、日本政府は慎重な態度を維持し、レーニン政府に対しては抗議行動以上に出ることを抑制していた。それはロシアの内部情勢がいぜんとして明確さを欠き、また英米といった関係大国の動きを充分把握しかねたためであったろう。一月三日のパリの連合国の最高軍事会議の席上、フランス代表フォッシュ E. Foch 参謀総長は、革命への対応策として日米兩軍によるシベリア鉄道占領の提案を行なうが、松井駐仏大使は「このような行動は、事実上ロシアへの戦争行為」であるとして、反対の意向を表明していた。⁽¹⁰⁾

2、シベリア出兵のプラン

ところで、一二月中旬から下旬にかけて、日本政府内部にはロシアの新事態に積極的に対応すべしとする有力な見解が台頭してくる。本野外相を中心とする勢力であったが、本野は一二月一七日の外交調査会の席上、議題として初めてシベリア出兵問題をもちだし、連合国から日本への出兵要請がある場合に備えて、日本としての態度を決めておくべきことを主張し、⁽¹⁾さらに一二月二七日の外交調査会では一段と立場を明確にし、日本としてシベリア出兵政策を

とるべきことを説いていた。ロシアの情況は漸次ドイツ勢力の左右するところとなっており、ウラディボストークの軍需品の保護の目的で、またはドイツによるシベリア鉄道支配を阻止する目的で、日本は軍事力行使の必要があるというのが、本野のシベリア、またはウラディボストークへの出兵論の根拠であった。⁽²⁾

おそらく、本野外相の指示によつたものであろうが、この時期に外務省事務当局では外交調査会に提出すべき資料として研究案を用意していた。それはまず「過激派ノ勢力……日々其ノ勢力ヲ張り」つあるロシアの現状分析を行つた後、(一)「露国单独講和ノ場合ニ於ケル日本ノ対露政策」、(二)「日本が将来西比利亞ニ出兵スルコトアルベキ場合ノ措置」、(三)「東方露領ニ対スル措置」、という三つの付屬文書をおさめていた。この三つの付屬文書は必ずしもトーンは同じではなく、たとえば第二文書は、日本は万一の場合に備えて東部シベリアへの出兵の覚悟と準備をしておく必要をいいながらも、「与国ヨリ我西比利亞出兵ヲ懲慝シ来ルノ時期ヲ徐ロニ待ツノ絶対的必要」を強調しているのに対し、第一、第三文書はシベリア出兵への一層積極的方針をしめしていた。第一文書は、ロシアの单独講和の場合にとるべき日本の方策として、(1)列国と同一歩調を保ち、日本から進んで積極的行動を提議したり、独自の行動には出ない(従来の方針の踏襲)、(2)連合与国を懲慝して、共同または独立に、背信行為を理由として対露出兵の行動をとる、(3)列国と同一歩調をとりつつ、その間ロシアと直接交渉して日本の利益を確保する策をとる、といった三つの選択肢が考慮されるとして、そのうち第二案は若干の危険があるとしながらも「最徹底的ニシテ結局帝国ノ為メ最も有利ナリト信ス」として、その場合連合与国と共同行動ということになれば日本の立場は一層容易になるとして、この選択を支持したのであった。第三文書は、いくつかの「事態」を想定して、この場合東部シベリアまたはハルビン

の武力占領やむなしとの結論を出したものであり、そのような「事態」としてたとえば、(1)東シベリア、ハルビンでポリシエビキ政府の勢力確立せられ、これにドイツ勢力の加担ないし陰謀が付随していることが明白な場合、(2)右地方が混乱状態に陥り、日本人または連合国籍留民の生命財産の安固保障されない場合、(3)ドイツがウラディボストークを潜水艦の根拠地として利用する場合、または同地の軍需品、北滿の物質がドイツに利用される危険生じた場合、(4)シベリアの全部または一部にポリシエビキ政府に反対する勢力が自治または独立を宣言し、これに対しポリシエビキ政府が討伐の舉に出た場合、があげられていた。⁽³⁾

右の本野外相の外交調査会での発言、また外務省事務当局で準備された文書に見るかぎり、外務省の大勢はそうではなかったにしろ、その一部にはすでにこの時期に、ポリシエビキ革命とレーニン政権による単独講和の動きに対応して、日本が主導性をもってシベリアへの軍事干渉に乗り出すべしとする意見が台頭していたことは明らかであった。⁽⁴⁾

もともと本野外相は就任前、多年にわたりペトログラードで日本政府代表として勤務し、日露戦後の両国接近に努力し、数次の日露協商の成立に貢献してきた。ツァーの宮廷、政府の要人に知己が多く、ツァーリズム華かなりロシアの雰囲気に心理的愛着をもち、それだけツァー権力の「簒奪者」への嫌惡の情を抱いていたといえる。ポリシエビキに対応する本野の思想と行動の上には、彼の長いロシア時代の外交官の経歴が影をおとしていたように見える。

しかし、一二月中旬くらい本野外相その他外務省内の一部が、シベリア出兵の積極政策を鼓吹するようになったのは、ロシア内部の情勢の展開、また英仏の新しい動向といった国際環境の変化が作用していることを見落してはならない。まずロシア内部情勢の展開であるが、シベリア各地でポリシエビキの勢力が拡大し、権力を掌中にしてゆく状況

は前章において触れたが、このような情勢についての情報が、現地の領事館からの報告や連合国の在外公館、外国新聞など通信回路を通じて日本政府のもとにとどいており、⁽⁵⁾「過激派奔騰ノ潮流」とか、「露国ノ事態ハ敵国側ニ取り著々有利ニ展開」とかいったロシア情勢のイメージが形成され、⁽⁶⁾何らかの対応策をとる意識が刺激されていたのである。北滿の物資のドイツへの流出を警戒する報告や、ドイツ潜水艦の極東回送の企図を伝える報告もこの時期に見られた。⁽⁷⁾

英仏とくに同盟国イギリスの動きも、本野外相ら出兵論者の干渉意欲をそそる上に力があつたように見える。一二月月上旬のパリの連合国最高軍事会議では、日米両軍によるシベリア鉄道占領のフォッシュ提案に対し、バルフォア Arthur J. Balfour 英外相は、日本代表同様、この提案への反対意向を表明していたが、同じ時期にロンドンでは英戦時内閣が対ソ政策について新しい決定を下していた。それは、ポリシエビキ勢力に対抗させるため南部ロシアで反革命派のカレーディン A. M. Kaledin に、必要なあらゆる財政的援助をあたえんとするものであり、⁽⁸⁾これ以後イギリスは南部ロシアの反革命勢力を糾合して、「南部ブロック」を形成する政策の推進をはかるにいたり、それはやがて一二月二三日の英仏秘密協定の成立となる。⁽⁹⁾

このようにイギリスは南部ロシアへの積極的な干渉政策を開始を意図するとともに、シベリア方面でも干渉への積極的意欲をしめすようになる。一二月一〇日、珍田(捨巴)駐英大使と会見したバルフォア外相は、ウラディボストークに堆積してある大量の軍需物資がドイツ側の手に陥ちないよう、アメリカ兵をこの地に派遣する案はどうかと、日本側の打診を試みた後、⁽¹⁰⁾つづいて一四日、グリーン C. Greene 英大使は本野外相を訪問、日本軍の同地派遣についての日本政府の腹を探っていた。⁽¹¹⁾一二月一七日の外交調査会で、本野外相は「露国の情況に付列国より何か申越あ

らんかも知れず、其際返答振の心得方に付」として、シベリア出兵問題についての討議をもとめていたが、イギリス側のアプローチが本野をしてシベリア出兵への積極態度をとらしめた一契機であったことは明らかである、イギリス政府は二月二日、スプリング・ライス Sir Cecil Spring-Rice 駐米大使をして、アメリカ政府にウラディポストークへの日米共同出兵の提議をなさしめていた。⁽¹³⁾

3、日本参謀本部の動向

ロシアの新事態に即応して、いち早く行動計画の準備に着手したのは日本陸軍の参謀本部であった。すでに一月中旬、「居留民保護ノ為極東露領ニ対スル派兵計画」を策定し、そのなかで「北滿州及沿海州ニ於ケル要地在留ノ日本臣民ヲ保護シ併セテ爾後取ルコトアルヘキ作戦行動ヲ準備スル」目的から、沿海州に臨時編成の混成約一旅団（主力はウラディポストーク、一部はハバロフスクその他要地に配置）を派遣して、居留民の保護と鉄道・電線の掩護にあたらしめ、また北滿州にはほ同一の兵力（主力はハルビン、一部はチチハルその他の要地に配置）を派遣して、同じ任務の遂行にあたらせるという方針を明らかにしていた。⁽¹⁾

参謀本部はこのような派兵プランを作成するとともに、シベリア各地の情勢についての確な認識をもち、将来の作戦活動に備えるため、二月七日、シベリア鉄道沿線での情報蒐集活動の方針を決め、この活動に従事する将校を、ウラディポストークからイルクーツクにいたるシベリア鉄道沿線、その他の要衝に派遣しはじめた。⁽²⁾ 当時参謀総長は上原勇作、次長は田中義一であったが、シベリア派兵計画の立案にあたって中心的役割を演じたのは田中次長であり、彼はまた陸軍内部のシベリア出兵政策の推進力であった。⁽³⁾

田中とともに参謀本部内で、出兵政策の推進の衝にあつたのは中島正武第二部長であつたが、中島はやがて翌年一月、自らシベリアから北滿の状況を視察するとともに、日本と協力してポリシエビキ勢力に対抗し、極東ロシア自治政權を樹立しうる能力と意思をもつ反革命勢力の物色とその擁立の任務を帯びてシベリアに赴くこととなる。⁽⁴⁾さらにシベリア出兵への世論の支持を獲得するため、ドイツ勢力の東漸の危険について警鐘を鳴らすといった工作も、ひそかに参謀本部の手で進められたのである。⁽⁵⁾

ところで、田中次長を中枢に参謀本部がシベリア出兵への準備工作を進め、政府内部では本野外相が出兵論を唱えていたが、本野の意見は外交調査会の容れるところとならなかつた。メンバーの多数は出兵に懐疑的であり、なかでも政友会総裁の原敬は、ドイツがシベリアを策源地として日本を攻撃する危険が増大したことで自衛上やむなく派兵するといった場合ならともかく、単に「ドイツの勢力がロシアに加わるとか、連合国より請求があつたというだけで出兵し遂に大戦にいたるようなことは避けるべきである、要するにこれを端緒として大戦にいたるの覚悟なくしては一兵卒を出すことも不可」と、強い反対論を展開していた。⁽⁶⁾このような外交調査会の空気に加えて、未だアメリカの方針は明確でなく、首相寺内正毅は慎重な態度を持って動かかなかつた。⁽⁷⁾

三、ウラディボストークと日本海軍

1、英艦サフォークの回航

一九一八年（大正七年）を迎えると、局面はウラディボストークで新しい転回を見せる。一月三日、ロンドンの珍

田大使から入電した報告は、ウラディボストークに堆積された軍需品のドイツ側への転送を阻止する目的で、日本軍を主力とする連合兵力を同地に派遣したい旨のイギリス政府の提案を伝えるとともに、

「なお、イギリスとしては差しあたり香港から軍艦一隻を回航することに決定し、すでに発令済である」⁽¹⁾旨をしるしていた。

すでに見たように、シベリア各地でポリシェビキの政治権力の確立過程は進んでおり、ハバロフスクで二月二五日から開かれた第三回極東地区ソビエト会議では、全極東ロシアに対するソビエトの権力樹立が宣言されていた。

しかし特殊な国際的性格をおび、国際政治体系との接点に位置するウラディボストークにおいては、ポリシェビキの権力確立の過程にはシベリアの他の都市とは違った慎重な配慮が必要であった。ウラディボストークは、シベリア鉄道の起点、国際貿易の中心として多数の在留外国人をもっていたのみならず、とくにこの時期においては、アメリカ政府からケレンスキー政権に送られた六〇万トン余の軍需物資が埠頭その他に山と積まれており、事態を複雑にしていたのである。

かくて外国からの干渉を誘発しやすい状況を十分に意識していたポリシェビキは、この地では革命のストラテジーを屈折させ、旧政治権力を一気に排除することを避けて、むしろ連合国政府との関係における緩衝装置として、旧政治権力の利用を意図するにいたる。この目的のために利用されたのは沿海州ゼムストボおよびウラディボストーク市会である。すでにケレンスキー政権の極東コミサール、ルサノフは革命後の事態にかんがみて、沿海州における行政権を、ゼムストボおよび市会の代表者会議に移譲していたが、ポリシェビキはこれら機関の否認を避けて、当面こ

れらと政治権力を分担することを決定する。かくしてウラディボストークの政治状況には二重権力状態が生れていた。しかしこのような二重権力状態はあくまでも過渡的なものによらず、ポリシェビキは外圧を回避しつつ漸進的に政治権力の単独の掌握を意図しており、したがって新旧政治勢力間の抗争は深刻であり、これに加えて旧政治勢力の内部分にあっては帝政派、ブルジョアジーのグループとメンシェビキ、社会革命党（エス・エル）系のグループとの間の反目も熾烈であり、ウラディボストークの政治状況はきわめて複雑な様相を呈していたのである。と同時にこのような事態は当然のことながら同市の治安を悪化せしめ、そのことはまた干渉の機会を窺う日本その他の連合国に居留民保護の必要という派兵の名分を提供することになっていた。

ウラディボストークの日本総領事菊池義郎はすでに十一月三〇日、同地の不穩情勢を伝え、何時暴動の発生するかも知れぬ有様にかんがみ、「我軍艦ノ派遣ヲ得ハ我国ノ威嚴、地方ノ治安、居留民ノ安堵ニ取り効果多大ナル可キヲ確信ス」と東京に意見の具申を行なっていた。⁽²⁾この意見は同総領事によって一週間後には取消され、日本軍艦の出現は「却テ愚民ヲ激シテ波瀾暴動ヲ催促シ若シクハ暴動ヲ驅リテ排外的色彩ヲ帯フルニ至ラシムルナキカヲ憂慮スル」との見解送達となるが、ウラディボストークの治安悪化状態は外国の軍事力の威圧を必要とするという見方には英米領事もひとしくしていた。十一月三〇日の菊池報告も、同日英米領事の来訪をうけて日本軍艦の派遣要請をうけたことを契機としていたが、十一月二三日以来同港に碇泊していた米軍艦ブルックリン Brooklyn が同港を去った当日（二月二日）、アメリカ領事コールドウェル John K. Caldwell は、同地の情勢は一段と悪化し、労兵ソビエトは国有銀行と港湾の管理の移譲を要求している、アメリカ兵力の存在が望ましいが、不可能ならば住民の反撥を生むと

しても日本軍の派兵措置がとられるべしとする当地領事団の見解を本国に報告していた。⁽⁴⁾

一二月二十九日、ハルピンを経由して、

「イルクーツクは焔につつまれている。ポリシェビキは住民を殺害し、強奪している。婦人は凌辱をうけ、幼児の死体は町をうろづめている。フランス人とイギリス人は皆殺しの危険にさらされ、フランス領事館員と二人のフランス士官が殺され、救いがもとめられている」

との情報、ウラディボストークの領事団に伝えられたことは彼らを畏怖せしめたに違いない。⁽⁵⁾ イルクーツクでこの時期に勃発したポリシェビキ派の兵士と士官学校生徒との武力衝突の事態が、歪められて伝えられたものであったが、真相が判明するまでにはしばらくの時間が必要であった。イルクーツクの状況に衝動をうけたコールドウェル領事は、早速当地でも「赤衛軍が組織、武装され、掠奪と暴動を狙っている」と不安感を吐露するとともに、「秩序維持のために外国軍艦の碇泊が必要なことは領事団の一致した見解である。単に姿を見せるだけで充分である。日本領事は軍艦派遣を要請しており、これに連合国の一ないし数カ国の軍艦が加わることが望ましいと考えられる」と、ワシントンに軍艦派遣の要請を打電していた。⁽⁶⁾ 同日日（一八年一月一日）、菊池総領事も東京に、

「十二月三十一日夜現下ノ形勢ニ関シ日支英米仏各国領事會議シタルカ執レモ当地情勢ノ樂觀シ難ク何時暴動ノ破裂ヲ図リ難ク軍艦ノ派遣ヲ必要トスルニ一致シ本官ヨリ帝國軍艦ノ派遣ニ付帝國政府へ稟請方求メ出テタリ……可成大艦二隻入港セシムコトヲ希望シ居レリ英米領事モ出来得ル限り英米軍艦ノ派遣ヲ求ムル意嚮ナルカ……」と連絡する。⁽⁷⁾

日本海軍当局はシベリアの事態の発展にかんがみ、一二月中旬頃からウラディボストークへの軍艦派遣問題についての検討をはじめていた。⁽⁸⁾ さらに軍令部内には、

「……………危険ヲ馴致スヘキ形勢明カナル場合ハ時機ヲ逸セス迅速ニ浦塩並ニ『ウスリー』、東清兩鉄道ノ会合点タル『ニコリスク』ヲ我支配下ニ置クハ自衛上絶対必要ナリトス」(二月二七日、海軍軍令部第三班)

といったシベリア派兵論すら存在していたが、イギリス政府から巡洋艦サフォーク Suffolk のウラディボストークへの派遣通告を受けたことは、海軍部内のみならず日本政府に多大の反響を呼びおこさずにはいなかった。

巡洋艦サフォークのウラディボストークへの派遣は、一八年一月一日のイギリス戦時閣議で決定を見たものである。同市に集積されている龐大な軍需物資を連合国の側にあくまでも確保する必要があるとの考慮から、日本軍を中核とする連合国兵力の行使を必要とし、その先陣として巡洋艦回航の措置に踏みきったものであった。つづいて同地に出発できるよう歩兵二カ中隊を香港に待機させた。⁽¹⁰⁾ これらの措置は日本をシベリアで干渉行動に踏みきらせるためのステップであったと見ることができよう。

菊池総領事からの電報につづき、イギリスの遣艦についての通報をうけた海軍省は、ただちに呉鎮守府に打電して(一月三日)、ウラディボストークへの回航に備えて、戦艦岩見の出動準備を開始せしめる。⁽¹¹⁾ イギリスに先を越された寺内首相の心中は穏かでなかった。「怪しからぬ、こうなれば何んでもかでも我軍艦を先づ浦港へ入れねばならぬ」。翌四日、岩見、朝日二艦のウラディボストーク派遣は正式に閣議決定を見ていた。⁽¹²⁾

政府の正式決定にもとづき加藤(友三郎)海相は、岩見、朝日二艦を主力として新たに第五戦隊を編成、これを第

三艦隊（司令長官は有馬良橘中将）の麾下に所屬せしめるとともに、第五戦隊の長官には海軍砲術学校長の加藤（寛治）少将を任命した。加藤海相はまた一月五日、呉鎮守府司令官、加藤（定吉）大將に訓令し、休暇中の岩見乗員を呼戻し、至急出動の準備を完成すること、水兵部定員全部に対する小銃及び弾薬を積載すること、陸戦隊一カ中隊を別に編成（総数約一〇〇名）石見に乗艦させること、などにつき指示をあたえていた。⁽¹³⁾

かくて準備を完了し、加藤司令官の座乗した岩見は一月九日、呉を出港する。この日サフォークも石炭補給のため長崎入港との予定が伝えられていた。⁽¹⁴⁾そこで寺内首相の希望もあり、ウラディボストークに英艦に先んじて入港し、共同干渉のリーダシップを確保するために特別の努力が要求された。石見は戦鬪速力一四ノットで急行し、サフォークに先んずることちょうど二日、一月一二日午前九時ウラディボストークに到着する（同日夜、砕氷艦上川丸も到着）。横須賀を発った朝日は、一月一八日に同港に姿を見せた（補給船青島も一月一七日到着）。かくて一月中旬、日英両国の軍艦の出現により、ウラディボストークの情勢は外国からの直接干渉の危険にさらされる新しい段階に入ったのである。

2、無言の威圧

日本軍艦のウラディボストークへの派遣にさいし、本野外相は今回の措置の趣旨は、「専ら政府当然ノ責務タル自国民人民保護」にあり、「露国人民カ自国ノ為決定セムトスル政府組織ノ問題ハ帝国政府ニ於テ素ヨリ之ニ干渉スルノ意志」のないことを、現地の官民に充分に納得させるよう訓電を発していた（一月九日）。⁽¹⁾この趣旨にそって菊池総領事は一般に布告する。

ところで、現地で作戦の指揮をとる海軍司令官にあたえられた軍艦派遣の目的と任務に関する指示は、右の外相訓電とは多分にその趣旨を異にしていた。一月六日、加藤海相から有馬第三艦隊司令長官と加藤第五戦隊司令官に口頭であたえられた訓示要領は次のごとき内容のものであった。まず「軍艦派遣ノ目的」については、

「我勢威ヲ示シ過激派ヲ威圧シテ浦港附近一帯ノ安寧秩序ノ維持、我利権ノ擁護、領事団及帝國竝与國臣民ノ保護ニ任スルニアリ」

とし、ついで「露國ニ対スル我帝國ノ態度」として、

「過激派即レーニン派ニ対シテハ之ヲ援助セサルハ勿論、成ルヘク早く其勢力ヲ失墜シ温健派ノ代リテ政府ヲ建立センコトヲ切望スル所ナリ……不幸ニシテ吾人ノ希望ニ反シ、過激派益々勢力ヲ増長シ一層独逸ノ傀儡トナリ、極東迄暴威ヲ振フニ至リタル際、之ニ対スル帝國ノ態度ハ目下全然未定ナリ……」

とのべ、最後に「任務遂行ノ手段」として、

「最モ好都合ナルハ、銃砲ヲ発スルコトナク、陸戦隊ヲ上陸スルコトナク、主トシテ港内在泊ニ依リ儼然タル我威容ヲ示シ所謂 Silent Pressure に依リ彼ヲ威圧スルニアリ」

(6) といひ、加藤海相は、ポリシエビキに対する日本軍艦の存在の及ぼす心理的威嚇を通じて、革命的政治活動を抑制せんとする干渉意図を明らかにしていたのである。

かくて、革命勢力に対する「無言の威圧」効果が、日本海軍当局の真に追求していた狙いであったことを、右の口頭訓令は明らかにしたが、このような「無言の威圧」方式に対しては、これを手緩しとする海軍軍令部内の有力意見

が存在したことが注目されねばならない。安保(清種)作戦部長らの捺印があり、閣議に「海軍要路ノ意見」として提出された、一月六日起稿の「浦塩ニ帝國陸軍ノ出兵ニ付テ」と題する文書であるが、それは

「此際急速ニ与国ニ先ンシテ我陸兵ヲ浦潮ニ派遣シ同地方ヲ霸制シテ今回ノ案件ニ関シ帝國カ主動ナル地位ヲ執ルノ態度ヲ示スヲ要ス」といい、さらに、

「我陸兵派遣ノ直接ノ目的ハ浦潮在留帝國臣民及外國人民ノ保護、軍需品ノ保護」

であるが、

「陸兵派遣ノ間接ニ目的トスル所ハ東部西比利亞ニ於ケル露國健全分子ノ擁護ニ在ルコトヲ明ニシ進ンテ之ニ資金及軍需品等ヲ供給シ必要ニ応シテハ將校其他適當ナル人士ヲ貸与シ飽クマテモ東部西比利亞方面ヲ一団トシ健全分子ノ擁立ヲ計ルノ態度ニ出ツルヲ要ス」

(3)と、干渉への一層積極的方針を唱えていたのである。陸軍の参謀本部内部に田中次長を頂点とする出兵論者がいたのに対応して、海軍軍令部内にも右のような見解をもつ積極的な出兵論者が存在し、日本のシベリア出兵政策の決定過程に影響を及ぼしていたのである。

日本軍艦のウラディボストークにおける出現は、帝政派、ブルジョアジーといった一部の人士を除き、多数のロシア人の国民感情をいたく刺激する。この地のソビエトがただちに嚴重な抗議を菊池総領事に申入れた(一月一四日)ことは当然であるが、一般市民の反感を背景に、市会もゼムストボも抗議文を菊池総領事に提出した(二月一五日、一七日)。さらにペトログラードのソビエト政府の対日態度にも、この事件を契機に明らかな変化が生れていた。(4)

アメリカ政府は、イギリス側の度重なる要請、あるいは現地のコールドウェル領事の情勢悪化の訴えにもかかわらず、シベリアでの軍事干渉には消極的態度を崩すことはなかった。⁽⁵⁾しかし日英両国の軍艦のウラディボストーク派遣という事実⁽⁶⁾に直面したとき、アメリカ政府は両国と共同歩調をとるか、それともあくまで干渉に批判的な立場にとどまるかの選択を迫られることになる。

ランシング Robert Lansing 國務長官は当初、アメリカ軍艦ブルックリンのウラディボストークへの回航の方針を支持し、一月二日、ダニエルス Josephus Daniels 海軍長官にその意向を申入れていた。日本の軍艦に単独行動を許すべきではなく、ナイト Austin M. Knight 大将の座乗するブルックリンの存在によって、日本側の行動に制約を加えるべきであるというのがランシングの考え方であった。⁽⁶⁾ダニエルスはいったんはこの考えに同調したように見え、海軍省内ではナイト提督にあてたウラディボストークへの進発命令が用意されていた。⁽⁷⁾しかしウィルソン Woodrow Wilson 大統領は、この措置がロシア国民の間にひきおこす反撥を考慮して反対の意見であった。一月四日のウィルソン、ランシング、ダニエルス、ベーカー Newton D. Baker (陸軍長官) の四者会談で、ブルックリンはマニラから横浜に回航して、そこで待機させることにとどめるとの決定を見たのである。⁽⁸⁾

一月上旬から中旬にかけて、アメリカ政府のもとには日本はウラディボストークへの艦船の派遣にとどまらず、部隊上陸の挙に出てくるであろうとの情報が頻々として伝えられていた。⁽⁹⁾国務省内ではマイルズ Basil Miles ロシア部長その他、ブルックリンのウラディボストーク派遣を支持する意見は有力であった。それによって日本の「軽はずみな行動にブレーキがかかるであろう」というのが、主張の根拠であった。⁽¹⁰⁾このような意見に対して、日本陸戦隊の上

陸を抑制、在泊艦船の隻数の削減を求めるといふ直接的な抗議手段に訴え、日本の干渉行動にブレーキをかけるべしとしたのは國務次官ポーク Frank Polk であり、ポークはウラディボストークに連合国が碇泊させる軍艦は一隻で充分であり、日本には一隻を残して他は引揚げるよう申入れるべきであるとの覚書をつくり、ダニエルス海軍長官にしめして⁽¹¹⁾いた。ポークの覚書はウィルスン大統領の支持をえる、というよりウィルソンの意向にそって書かれたものとすら見られたのである⁽¹²⁾。かくて一月二〇日、モリス Roland S. Morris 駐日大使に訓電が送られ、そのなかで「外国軍隊によるウラディボストーク占領を必要とするような不幸な事態が発生しない」ことを希望する旨表明し、かつ一隻以上の日本軍艦の同港滞留は、「誤解を生み、連合国の目的への不信感をそそるおそれがある」と抗議の意思表示をしていたのである⁽¹³⁾（一月二三日、幣原〔喜重郎〕外務次官に対し執行）。

このように日本軍艦のウラディボストーク派遣は、現地の政權、多数のロシア人の反撥をひきおこしたのみならず、共同交戦国アメリカからの強い不満を買っていたが、派遣にさいして日本海軍当局の意図した「無言の威圧」効果はたしかに生れたように見えた。すなわち、この地でのポリシェビキの活動は不活潑となり、反対に反ポリシェビキ派は軍艦の威力をたのみに次第に勢力回復の兆をしめしてきた。

加藤司令官は一月二五日、東京に報告する。

「要スルニ日本軍艦入港以來、溫和派ハ尠カラスゾノ氣勢ヲ高メ、暗々裡ニウラヴレノ支持ヲ恃ムノ心中歴然タルモノガアルノハ注意スベキ趨勢……然レドモ軍艦威力ノ及ブトコロハウラディヴォストーク附近ニトドマリ速ク内地ニ及バズ……右ノ事実ハ軍艦コトニ日本艦隊入港ガ益々、当方面ノ政争上重要ノ意義ヲ有スルニイタラントスル例証

ト見ルコトガデキ……」(傍点は筆者)

右の報告は「無言の威圧」の効力とその限界を明らかにしていた。そこで現地指揮官の観点からするとき、反ボリシエビキ派の支持、さらにその強化をはかるためには、当然のことながら力による威圧効果を一層高め、また直接的にするための陸戦隊の行使という手段が考慮に上ってくる。加藤司令官はすでに一月二〇日、陸戦隊使用の事態に備えて、甲乙二種の陸戦隊の編成について命令を出していた。

陸戦隊上陸の機会をうかがう加藤司令官の前にひとつの事件が発生した。すなわち、二月四日、ウラディボストーク市内のベルサイユ・ホテルを白昼、武装兵四〇数名が襲撃して、外国人宿泊者から多額の金品を強奪したという事件である。同市の軍紀紊乱状況については、一月一九日の第五戦隊の任務経過報告が、

「当港附近ノ軍隊ハ士官ヲ放逐シタル後悉ク軍紀紊乱ヲ極メ武器ヲスラ売却スルモノアリ。強盜ニ変化スルコト想像ニ難カラス……毎日強盜殺人事件頻発ヲ見サルコトナシ」

とするしたが、治安状況は一月末の中国政府による防殺法発布で、満州からの穀物輸入が途絶し、物価は騰貴するという経済不安の高まりから一段と悪化を見せていた。警察力の麻痺状態もベルサイユ事件の経過を通じてまったく明らかとなった。

ベルサイユ事件の発生を見るや、翌二月五日、加藤司令官は中央に陸戦隊上陸を進言する。しかしその要請は海相によって却下される(二月七日)。

「陸戦隊揚陸ノコトハ其ノ結果延テ内外ニ対シ重大關係ヲ誘起スヘキヲ以テ事前ニ深重ノ考慮ヲ要スル次第ニシテ

其ノ地ニ於ケル現狀ニ對シテハ今遽カニ之カ実行ノ必要アルヲ認メ難シ……陸戰隊揚陸ハ更ニ何分ノ電訓ヲ俟チテ之ヲ決スル儀ト心得ヘシ⁽¹⁸⁾。

同日、本野外相はグリーン英大使に右訓令の内容を伝えるとともに、イギリス司令官にも同趣旨の訓令をあたえられるよう要望していた。⁽¹⁹⁾

海軍の現地司令官の陸戰隊揚陸への動きと併行して、ウラディボストークでは日本陸軍の謀略活動が一月下旬から開始されていた。すでに触れたように、參謀本部の中島第二部長は一月シベリアに赴くが、出発にさいし、上原（勇作）參謀総長より、

一、帝國ハ現下ノ情勢ニ於テ独、獨勢力ノ東漸防止ヲ顧慮セサル可カラス 之カ為極東ニ於テ帝國支持ノ下ニ防堤ヲ築カシメントス 而シテ本事業ハ全然露人ヲシテ為サシムヘク露國ノ内政ニ干渉スルハ之ヲ避ク

二、貴官ハ西伯利ニ出張シテ一般ノ情勢ヲ視察シ露國有力者ニ接シテ上述ノ事項ヲ宣伝シ其目的ノ達成ニ努ムヘシとの口頭での訓令をうけ、⁽²⁰⁾ ついで田中參謀次長同席のもとに、寺内首相から右と同趣旨の指示をうけ、加えて、

「若シ露人ニシテ極東ニ穩健ナル自治体ヲ作り以テ勢力アル堰堤ヲ築設シ得ハ帝國ハ茲ニ交渉団体ヲ得ヘク從テ要スレハ其借款に應シ資金又ハ兵器等ヲ供給スヘシ」

との意向を伝えられていた。⁽²¹⁾

このときの寺内首相、田中參謀次長の「口吻、態度」から「若シ事態發展セハ帝國ハ兵力ノ援助ヲモ敢テ辭セサルノ意思アルモノト推斷」して中島少將は、一月二二日、ウラディボストークに到着する。⁽²²⁾ 直ちに反ボリシエビキ勢力

の擁立工作に着手した中島は、ブラゴベエシチェンスク、ハバロフスク、イマン方面の情勢を注視し、やがてアムール、沿海両州で反ポリシエビキ活動に従事すべき二つのコサック団体を発見、これと接触、日本の支援を約束していた。さらに中島はウラディボストークの秩序紊乱、無警察状態に着目、この事態を理由に、同地居留の日本の在郷軍人に武器を供給して自衛団を組織させ、反ポリシエビキ派のコサック勢力に声援をあたえんとする謀略活動をも企図するにいたるが、この中島の計画は「時期尚早」という理由で、陸軍中央部の承認するところとならなかった。⁽²³⁾

かくて加藤司令官による陸戦隊上陸の企図も、中島第二部長による謀略工作も、いずれも中央部の客観情勢成熟せずとの判断から、行動抑制の指示をうけていたのである。客観情勢として、国内的には元老と外交調査会の動向といたった要因、国際的にはアメリカの態度といった要因をとくに指摘することができるであろう。

3、出兵への傾斜

加藤司令官が陸戦隊揚陸の進言をした、その二月五日、東京では本野外相がきわめて注目すべき動きをしめしていた。すなわち、モリス米大使と会見した本野は、個人的な意見とことわりつつも、シベリア出兵への積極的立場を初めて対外的に表示した発言を行なったのである。――

「シベリアを通じてアジアに伝播せんとするドイツの勢力を防止するため、ある行動をとることについて連合国間に協定をする必要がある。ことにロシアをして単独不講和宣言に忠実ならしめるよう努力しているロシア内部の穏健分子に相当の援助を与えないでおくのは連合国のため不得策なりと信ぜられる」。

具体的な方策如何と聞くモリス大使に応えて、本野はさらに、

「現に一定の計画はもっていないが、シベリア鉄道及びアムール鉄道の交叉点までを管理できたら、或いは有効に極東におけるドイツの勢力伝播を阻止することができるかと考えられる」とのべ、アメリカ政府の反応をうかがったのであった。⁽¹⁾

このときまでに参謀本部の派兵計画にはさらに検討が加えられ、兵力規模の拡大、さらに派兵目的にも変更が加えられていた。一月末策定された「極東露領ニ対スル出兵計画」の第一次計画の第一の「沿海州増加派兵計画」によると、「増加派兵の目的」として居留民保護に加えて、「南部ウスリー及びその他沿海州内鉄道附近における過激派の暴挙及び敵対行為の鎮圧」また、「穩和思想をもつ州民を掩護し、要するにその独立を支持する」と、新たに干渉目的が明示されていた。また兵力規模は戦時編成一カ師団以上が予定された。⁽²⁾ つづいて二月には「ザバイカル州方面に対する派兵計画要領」が作成され、作戦範囲として新たにザバイカル州が加えられ、作戦の狙いは「チタ附近にいるコサック軍隊を援助し、ザバイカル州における過激派を掃蕩、穩和思想をもつ州民を掩護し、その独立を支援する」にあることが明示され、戦時編成二カ師団を超える大きな兵力が、この作戦目的に使用されることが考慮されていた。⁽³⁾ またシベリア出兵準備作業に関して省部間の連絡を密にし、意見の調整をはかるため田中参謀次長を長とする「軍事協同委員会」が設けられていた(二月二十八日)。

このようにして陸軍内部で着々として出兵への準備作業が進められているとき、田中参謀次長は陸軍がかねてから主張していた日本軍単独出兵の考えを固執するものではなく、協同出兵を容認する意向であることを寺内首相に伝え、「寧ろ日本一國ノ仕事ノ如ク見ユルヨリハ都合宜敷キカトモ考ヘラレ候」との見解を開陳していた(二月二日)こ

とは注目される。⁽⁴⁾

日本陸軍が従来の態度を撤回、連合国との協同出兵でも可との立場に移行しようとしていたとき、イギリス政府は干渉の早期実現を目ざし日本側への歩みよりをしめし、日本の単独出兵を認める方向に方針変更を行なっていた。一月二八日の対米覚書はこの点を明らかにした。それはまずロシアが完全にドイツの支配下に服するのを防止するためには南部ロシアの反ボリシェビキ勢力の援助が必要であり、そのためにはこれら勢力への補給線としてシベリア鉄道確保が不可避とされる。そこで連合国は「日本を連合国の受託者としてこの仕事にあたるよう招請する」ことが望ましいというのが、覚書の趣旨であった。⁽⁵⁾

この覚書はとくにイギリス軍部の構想を反映して作成されたものであり、この構想に必ずしも全面的に賛同でないバルフォア外相は、二日後ハウス大佐 Colonel House 宛に、イギリスの政策転換について了解をもとめる電報を打っていた。それはイギリスの提案の狙いは、日独を全面的な衝突に導くことで、日本の膨張を抑止することにあることをいい、また何れにしても日本による沿海州占領は不可避であると釈明していた。⁽⁷⁾

イギリスの提議に対しては、日本の出兵はドイツの政治的に利用するところとなり、ロシア国民を反連合国の立場に結束させるであろうとの判断からランシング國務長官は反対であった。⁽⁸⁾ ウィルソンももとより反対であった。⁽⁹⁾ 二月六日のイギリス政府の再度の要請に依えて、八日、米國務省は回答を発した。それはいかなる形の外国干渉もロシア国民によって歓迎されないであろうし、将来シベリアへの派兵またはシベリア鉄道占領が必要となる事態が生じた場合には、それはあくまで国際協力の方式をとるべきであって、一国を受託者として行動させるべきではないという、

拒否の回答であった。⁽¹⁰⁾

本野のアプローチを報告したモリス大使の電報がワシントンに到達したのは、対英回答を発した次の日、二月九日であった。アメリカ政府の基本的立場に変更のあるはずはなく、「日本政府の要請をいれることになれば、ドイツと交戦中の各国の大義名分は混迷に陥るであろう」と、本野提案に否定的な訓電が、二月三日、駐日大使その他にラシニングから送られていた。⁽¹¹⁾この時期のアメリカ政府は、対ソ干渉に否定的態度をとっていたばかりか、ソビエト政府の承認問題すらその検討の俎上に乗せていたのである。⁽¹²⁾かくて、日本軍部や本野外相の強いシベリア出兵意欲にもかかわらず、その実現にあたってアメリカ政府の態度は一大障碍として存在していたのである。

アメリカ政府はブレスト・リトウスクでの独ソ単独講和交渉の進展を注視し、その対ソ態度は交渉の進展状況と関連をもっていたように見える。二月一日、トロツキーが、「講和もせず戦争もせず no peace, no war」との有名な声明を発して交渉を打ち切り、ブレスト・リトウスクを去った直後に、ランシングはフランシス David R. Francis 駐露大使に、「ポリシエビキ政権と徐々に、やや緊密さを増した非公式な接触をもたれたし、ただし、それは公式承認と間違えられないルートを通じてであることを要する」と、訓電を送っていたが、⁽¹³⁾この頃アメリカ政府部内ではソビエト承認問題が検討されていたのであった。

しかしやがてドイツ軍の進攻開始（二月一八日）、さらに一転してポリシエビキ党中央委員会の独ソ講和妥結の方針の採択から独ソ和平への過程が急速に進むに伴い、アメリカ政府の態度にも微妙な変化が生まれてくる。さらに、独ソ間の新しい情勢の展開の影響は当然イギリス政府の対ソ政策の上にも及んでいた。

バルフォアは、「ポリシニエビキがドイツの講和条件を受諾するまでは、自分は日本の干渉に反対であった」と、ハ
ウスに告げていたが、たしかに二月下旬を機に従来イギリス軍部首導のもとに進められていた日本の単独出兵構想に
バルフォアは同調してきたように見える。「本野提案」を携えて、珍田大使はバルフォアと二月二三日会見するが、
「本野提案」に対しバルフォアは基本的に賛同の意を表する一方、二つの点で若干の異論のあることを告げていた。
すなわち、日本軍の行動範囲については、

「日本は、なお、歩を進めてチェリアピンスク又は少くともオムスクまでその行動を延長することはできないであ
らうか」

と、バイカル湖以西への日本軍の作戦拡大により、南部ロシアの反革命派への補給線確保と、日本の国力減殺の二つ
の狙いを秘めた反対提案を行ない、さらに単独出兵問題については、

「事実上日本独力をもって行うのが当然の成行きであり、……また日本の単独動作に対するロシア人の猜疑につい
ての危険はすでに以前とは越きを異にしてきてはいるが、……日本軍事行動に際し他の連合国側において名儀的協
同の程度なりとも各自少数の兵力を参加せしむることはいかなるものであろうか」

と、アメリカの思惑を顧慮した発言を行ない、「本野提案」へのイギリスの公式回答は、閣議の決定に委ねたいとし
たのである。⁽¹⁶⁾

ソビエト政府によるドイツの講和条件の受諾、そして、「本野提案」の接受という事態をうけて、二月二五日、英
戦時閣議が開催される。バルフォアによる「本野提案」の内容の披露、さらに単独出兵の方針を日本は容易に譲りそ

うになく、このことは対米交渉を困難にするとの説明がなされた後、討議に移るが、ここで注意を惹いたのはミルナ
I Alfred Milner 陸相の発言であった。彼は日本軍に少数の連合国兵力を参加させることは大して意味がない、むしろ「肝腎のことは、日本人の心理に巣くっている、われわれの態度への疑惑をとり除くことである」と、単独出兵に何ら条件をつけないことで日本人の信頼感を回復すべきであると説いていた。この戦時閣議は結局二つの決定をする。第一は、イギリス政府はチェリアピンスクまでの日本のシベリア出兵の構想を支持するとの方針で、アメリカ政府の同調を求めるよう駐米大使に訓電を発する点であり、第二は、ワシントンでとられる右の措置を日本政府に内報し、日本がそのような行動に出る用意があるかどうか、探りを入れることを裁量に任せるとの訓電を駐日大使に発するといふ点であった。⁽¹⁷⁾

政府の訓電をうけて二月二十七日、レディング Marquess of Reading 大使はウィルソンを訪ねこれを手交していた。それはロシアの最近の事態は「極めて緊急」であり、「第一に、ウラディボストクに集積されている軍需物資を保護し、……第二に、バイカル湖以西の莫大な農産物を敵に利用されるのを防止する上からも」、「即刻日本軍をしてシベリア鉄道の占領を少くともオムスクの地点まで行なうよう要請すべきであり、同時にロシア国民を安心させる内容の宣言を発すべきである」としたものであった。さらに、日本軍をアムール鉄道とシベリア鉄道の交叉点以西にまで進めるために、連合国の「受託者」として単独に行動させるべきであり、財政的援助をあたえることすら考慮すべきであるとした。⁽¹⁸⁾

日本の単独出兵実現に、イギリス政府は軍部に首導されて結束し、強い積極的態度をアメリカ政府に伝えた。フラ

ンス側はすでにピション S. Pichon 外相が松井駐仏大使に「本野提案」に同意の意向をしめし、シベリア鉄道管理については、

「米国の軍隊が協力するというようなことは不必要なばかりでなく、その軍隊が多額の貢献をなすことは不可能であり、日本が単独で引きうけるべきである」

とのべていたが、⁽¹⁹⁾二月二十七日、ジュセラン J. Jusserand 駐米フランス大使はランシングに、

「本野は駐日フランス大使との会見で、日本に領土的野心のないことを公に声明することを承諾し、軍事行動をウラル山脈まで延長することを約束する用意のあることを明言した」

と伝え、⁽²⁰⁾イギリスと共同戦線を張って、日本を「受託者」としてシベリア軍事干渉を実現せしめるよう、アメリカの政策変更を強く迫っていた。

同盟国の日本出兵への圧力が、外交径路を通じてアメリカ政府に加重されてきたのみならず、連合国最高戦時会議のアメリカ軍事代表ブリス Tabor H. Bliss 参謀総長からも出兵支持の意見がワシントンに伝えられていた。二月初め、ランシングからシベリア出兵問題に関する軍事的判断をもとめられたブリスは、⁽²¹⁾最高軍事会議・軍事代表委員会の開催を要請、二月一八日、同委員会はブリスほか英仏伊の軍事代表の署名をえた「共同覚書第一六号 Joint Note No. 16」を採択していた。内容は、

一、ウラディボストークからハルビン（両終点をふくむ）までのシベリア鉄道占領は、軍事的利点が大きく、それは予想される政治的マイナスを凌駕する。

二、日本から適当な保証をえることで、日本軍による同鉄道の占領を勧告する。それに連合国共同委員会が附随することが望ましい。

三、シベリア鉄道の右の範囲をこえた占領は、情勢の発展に應じて連合国政府の決めるところとする。⁽²²⁾

パリから右の「覚書」を伝えたブリス報告、そして二月二七日の英政府の覚書と仏大使との会談。ランシングの心理は動揺し、日本の出兵容認の方向に傾斜していった。そしてこの日、両国大使との会議の模様を伝え、その意見をした次のようなノートをウィルソンに送る。

「……………フランスの電報は、問題に新しい光を投げかけた。日本を連合国の受諾者とするのは不可であると、連合国に勧告すべきかどうかについては慎重に考慮すべきもののように思われる。

私自身は、日本はいずれにしてもシベリアへ進出するつもりであり、もし本野が提案したような声明を日本が行うならば、それは日本の行動への抑制として働くことになるであろうと信じている。米政府に関するかぎり、日本がこの案に出ることに抗議する意向はないとの实际的保証をすることが、必要なすべてであるように思われる。⁽²³⁾」
(傍点は筆者のもの)。

アメリカの政策転換は今や実現されるかに見えた。

4、ウィルソンの覚書

二月下旬から三月にかけて、ウラディボストークの情勢も新しい様相を帯びていた。ようやく「無言の威圧」の心理的圧迫から離脱しはじめたポリシエビキは、革命を完成すべく行動を積極化し、まずブルジョアジーの清算をその

行動目標に選んだ。そのことはアルチェリー（税関への貨物輸送を業務内容とする）の役員逮捕、大商店へのコミサール派遣、商店使用人に対する人頭税の賦課、銀行へのコントロール強化、さらに商業会議所の主要役員の逮捕といった措置となつて現われる。

このような動きは当然、ウラディボストークの列国領事団を刺激する。三月一日、領事団は右の措置は、市の治安を悪化せしめ、経済界を攪乱するものとして、沿海州自治会議長に宛、嚴重な抗議を提出し、「形勢進展ニ対シ領事団自身ハ妥当ト認ムル将来ノ措置」をとるとしたのであつた。⁽¹⁾もとより加藤司令官も事態傍觀の態度に甘んずることをしなかつた。陸軍側の動きへの対抗意識もそこに作用した。中島少将らの画策は多大の疑惑を生みつつありとこれを非難する一方、

「此ノ上ニ形勢觀望ノ方針ヲ持統スルコトハ帝國ノ威信上到底之ヲ許ササルノ現状ニアルノミナラスレニン一派ノ極端ナル世界的共產主義ノ実行及伝播ニ対応スル我帝國ノ自衛ハ独探ノ抑圧又ハ我臣民生命財産ノ擁護ヨリモ一層重大ナリト思考ス」(二月二〇日)

と、中央に「進ンテ主動的態度ヲ探ル」の要を強く要請していたのである。⁽²⁾

この時期に日本のシベリア出兵をめぐる客觀狀勢は次第に有利な展開を見せつつあると、軍の中央部によって判断されていた。英仏の支持の動向といった國際環境、また国内世論の一般的動向も出兵支持への傾斜を明らかにしてきていた。加えて中島を中心に進められていた反革命派の擁立工作も、北満である程度の成果をあげ、コサックのアタマン、セミョーノフ L. Gemenov は、日本その他英仏の武器・財政援助をたよりに、三月一日、数百名の部下を率いて、イ

ルクーツクを目ざす進撃態勢に入っていたのである。

このような状況のもとで、中央から現地に送られる訓令は新たな調子を帯びてくる。加藤司令官には、中島の画策に反対態度をとることを避けるよう注意があたえられるとともに、

「今日ノ勢ヲ以テスレハ早晚貴地方面ニ於テ帝國政府ノ行動ヲ余儀ナクスルニ至ラントスルノ形勢ヲ馴致シツツアリ。貴官ハ予メ此時勢ノ推移ニ対応スルヲ為漸次手心ニ變更ヲ加フルヲ可トスヘク……」(三月一日、傍点は筆者)との指示が送られる。

一方、中島少将には田中參謀次長から、

「貴官ハ此際積極的ニ考慮ヲ加ヘ速ニ時局ノ發展ヲ促スコトニ尽力セラレタシ……尙資金ヲ要スル場合ニハ送付スヘク兵器モ亦適當ナル方法アラハ送り得ヘシト考フ」

との訓令が送られ、自衛団組織の承認があたえられたのみならず、速に出兵の端緒を開くことが要望されたのである。中央から「手心ニ變更ヲ加フル」ようにとの指示をうけとった加藤司令官は、領事国の抗議に対し満足な回答がえられなかった場合、第一に、各国居留民とロシア人から自衛団を組織する、次に形勢さらに逼迫した場合陸戦隊を上陸させるとの措置をとることについて中央の承認をもとめ、さらに旧式戦艦二隻に陸戦隊を乗せ、清津に待機させるよう要請していた(三月二日)。

三月上旬のウラディボストークの状況は險惡の度を加えていた。商業會議所の会頭、副会頭の逮捕、これへの抗議から大部分の商店は閉鎖の手段に訴え、新旧両政治勢力間の武力衝突の危険がしきりに喧伝されるにいたってくる。

三月六日の第五戦隊の「任務経過報告」はしるした。

「……………露人ノ帝國総領事館ニ来リテ其ノ保護ヲ哀訴スルモノ頻々ニシテ郊外ニ家族ヲ避難セシムルモノ多シト云フ」⁽⁶⁾

三月七日、加藤は同市の情勢について、商業会議所会頭その他の捕縛者をハバロフスクに送って人民裁判に附そうとしているが、これに対し白衛軍は武装隊を組織して奪還を企図しており、情勢はきわめて険悪である、

「此儘ニテ推移スルトキハ事変突発シ本職ヲシテ居留邦人及び与国臣民生命財産保護ノ為メ機宜ノ措置ヲ採ルノ止ムヲ得サルニ至るコトアルヘシ」

と陸戦隊揚陸の承認を中央にもとめ、⁽⁷⁾陸戦隊の上陸準備を完了した。同日、加藤海相はこの要請に承認をあたえ、⁽⁸⁾さ

らに陸戦隊一ケ中隊を編成して、⁽⁹⁾肥前に乗艦させるよう準備の指令を発し、また有馬第三艦隊司令長官には、香取、肥前と第三水雷戦隊を率いて永興湾に移動、待機するよう訓令した(三月一日)。ついで陸海軍首脳協議の結果、

「陸戦隊揚陸後事端ヲ啓キタル場合」に備えて、陸戦隊(約五〇〇)の支援のため「浦潮応急派兵計画」が作成され、差当たり朝鮮威興駐屯の歩兵七四連隊の八〇〇名の派遣が予定され、さらに状況次第では増援部隊の派遣も計画されたのである。そして「目的」としては、「陸戦隊ノ応援」に加えて、「爾後ノ陸軍出兵行動ヲ準備セシムルニアリ」とし、ウラディボストークへの陸戦隊揚陸を第一歩に、大規模なシベリア出兵行動に事態を牽引してゆこうとする陸軍の意図をはっきりさせていた。⁽¹⁰⁾

かくて一九一八年三月、日本のシベリア出兵は、本格化への第一歩を踏みだそうとしていた。しかし日本軍部の意

図はこの時機に実行に移されなかった。挫折に導いた要因として、何よりも重要だったのは、三月七日、日本政府が受領したアメリカ政府の覚書だったように見える。

すでにしるしたように、二月二十七日、ランシングの心理は日本の単独出兵容認へと動き、その考えをしるした覚書をウィルスンに送っていた。ランシングの覚書はウィルソンの決断に影響をあたえた。三月一日、この日ウィルソンは極度の疲労から判断能力の低下をはたの目にも明らかにしていたが、⁽¹¹⁾ そのような精神状態のもとで、シベリア干渉問題についての、アメリカの方針転換を明らかにする一つの覚書をしたためていた。

「……………アメリカ合衆国政府は、連合国政府と挙を一にして、日本政府にシベリアでの行動を要請することを賢明と考えない……………ただし合衆国政府は、要請がなされること自体には反対しない。また日本政府がシベリアに軍隊を派遣する場合、それはロシアの同盟国として行うのであり、ドイツ軍の侵略と陰謀とからシベリアを救う以外他意のないこと、さらにシベリアの恒久の運命に関係のあるすべての問題は、これを平和会議の決定に委ねる用意を充分もつていること、これらの点について合衆国政府は、日本政府を完全に信頼していることを確言したいと思うものである」⁽¹²⁾ (傍点は筆者)

日本を「受諾者」として、シベリアで出兵行動をとらしめるという英仏の政策に反対しないとのべ、従来の態度を撤回した。干渉政策の転換は時を移さず、連合国に通告される。この日、新政策の了承が閣議でもとめられるが、この後國務次官ポークは英仏の各大使を招いて、ウィルソンの覚書を内示し、また翌二日には伊大使にもこれをしめした。ただし、何故か日本大使館のみはこの内示にあずからなかった。⁽¹³⁾

三月一日のウィルソン覚書のしめした政策転換は、アメリカ政府内部に強硬な反論をひきおこした。ブリット W. H. Bullitt、それにハウスは相ついで新政策はアメリカの「道義的立場」を失墜せしめ、アメリカの掲げた戦争目的に矛盾すると指摘し、従来の基本的立場を堅持すべしとの意見をウィルソンのもとにとどけていた。⁽¹⁴⁾「道義的立場」の指摘は、ウィルソンの心理的動揺をひきおこすに充分であり、三月五日、新しい覚書が彼のもとで書かれていた。

「……………合衆国政府は日本政府に深い信頼をおいており、……………心から企図を日本政府に一任したく思われる。しかし忌憚なくのべると、干渉の得失は疑わしいように思われる。また干渉が実行されるに当っては、干渉はロシアの同盟国としての日本により、ロシアの利益のために、ドイツからロシアの安全を確保することを唯一の目的とし、最終的処理は最後の平和会議に任せることとして、行われるものであるとの明白な保証がなされるものと、合衆国政府は考えている。……………さらに思いきって合衆国政府の見解をのべれば、このような保証があたえられた場合でさえ、保証を無価値とすることを利益とする人びとによって、それは信用できないものとされるであろう。さらにまたロシア内部ですら激しい憤りの情が生れ、全行動はロシアの敵、とりわけロシア革命の敵によって悪用されるであろう。合衆国政府は、当面併発したあらゆる不幸と不運ともかかわらず、ロシア革命に深甚な同情の念を寄せ⁽¹⁵⁾ている」。

言葉使いの鄭重さ、屈折した表現にもかかわらず、日本のシベリア出兵へのウィルソンの反対意思をそこに明白に窺うことができた。かくて、ひとたびは新しい方向に移動するかに見えたアメリカの政策は、もとの地点へと戻ったのであった。

三月七日、本野外相と会見したモリス米大使は右の覚書を読みあげたのち、これを手交する⁽¹⁶⁾。アメリカの通告は日本政府内部に波紋をひきおこした。三月九日夜、政府は外交調査会を開催、席上本野外相からシベリア出兵問題のこれまでの経緯と、アメリカの覚書についての説明があり、さらに外相からは二月五日のモリス大使との会談の模様と、その際の「本野提案」の「私的性格」についての釈明が行なわれた。原敬の非難は鋭く外相に浴せられた。昨年一月二七日の外交調査会で、シベリア出兵への消極の方針が決められたにもかかわらず、本野外相が「私的見解」というものの、各国政府が公式見解として受けとるような重大な提案を勝手にするのはまことに由々しきことであるといひ、原は昨年末の決定の再確認を強く訴えていた。

「ドイツの勢力が東漸するということは政治的と軍事的とがある。軍事的にはまだ何事もない。政治的には早晚侵入すると思われるが、今のところまだ何らの変化もない模様、昨年末の内定通りで差支えないであろう。……もしドイツが軍事行動をとるならば、防衛上他国に相談の必要はない。そして他日ドイツと戦争することになるならば、何年つづくか、これも覚悟しなければならぬから、この際軽挙をつつしめ、国防充実に専念することを希望する」
牧野（伸顯）も原の意見に賛成であり、犬養（毅）、平田（東助）らの調査会のメンバーも、昨年末決定の政策の転換の必要を認めないかのごとくであった。⁽¹⁷⁾

本野の出兵論は閣内で田（健治郎）逋相の支持をうけていたが、右に見たような原敬が代表する外交調査会の反対論に遭う一方、元老山県有朋の強い批判をもうけていた。山県はすでに二月三日、寺内首相に書翰を送り、

「……………実ニ出師ノ重要ナルハ勿論ノ事ニ候処其中尤大切ナルハ名儀名分ト存候……………殊ニ今回ハ独露兩國ニ向ツテ

戦端ヲ開クニ……元ヨリ一國ヲ賭スルノ覚悟ナカル可ラス……出師ノ一事ハ執レニシテモ御前會議ニ於テ御決裁相成御事ト存候……」

と、陸軍内部の輕挙首動を排して、慎重な態度でシベリア出兵問題の処理にあたるよう望んでいたが、アメリカからの覚書を知った三月一日、首相、外相、それに後藤（新平）内相にその意見をしるした覚書を送付した。

「單にロシアの過激派がドイツと單獨講和をし、したがって獨禍東漸の勢がまさにおそるべきものがあるという一事をもつてただちにわが兵を出すなどは、なお早計といわなければならぬ。ロシアがわがために救援を求めぬものに先立って強いて兵をその領域に入れるのは、たとえ好意に出たとしても、威力の干渉である。その名分が正しくないばかりでなく、イギリス、とくにアメリカの猜疑を招き、ただにその後援をたのむことができないばかりでなく、前途幾多の憂患をひき起すおそれがある。……そればかりでなく、もしわが国が如上の地位に立ってドイツ勢力を東洋に威圧しようとするならば、陸海の兵はよく対敵することができたとしても、軍需品および軍資の調達は、遺憾ながらイギリス、アメリカの援助にまたなければならぬ。もしこれら諸国の意向を明らかにせず、疎忽にわが態度を決したならば、他日いうべからざる危地に陥らなければならぬ。これまた余が終始對露政策に關し、イギリスとアメリカの意圖如何に注目する所以である」⁽²⁰⁾（傍点は筆者）

ところで、寺内文書のなかには『首相意見書』という綴りがあり、その六の「西比利亞出兵論」という文書は、ブレスト・リトウスク講和成立の報が伝えられた直後の三月五日前後にしろされたものと推定されるが、このなかで首相は、レーニン政府は「唯一時ノ勢ニ乗シテ國家ヲ破壊シタル変態政府」との認識を披歴し、日本のとるべき方策としては、

「独逸ノ実勢力カ全ク露国ヲ風靡シテ極東ノ平和ヲ危殆ナラシムルノ場合、若クハ露国ノ温和主義者カ露国再造ノ旗幟ヲ鮮明ニシテ我ニ援助ヲ要スルノ場合ニ於テ驟然奮起シ一ハ善隣保護ノ為一ハ連合与国共同作戦ノ為義ニ依リ師ニ出スノ一途アルノミ」

といいながらも、

「今ノ時ハ静中動ヲ藏シテ自重ノ態度ヲ持シ外ハ連合与国トノ意思ノ疏通ヲ図リ……………内ハ出師準備ヲ完結シ満ヲ持シテ而シテ放タス以テ時機ノ到来スルヲ待ツノ極メテ須要ナルヲ感知セスンハアラス」

と、出兵に対する時機尚早の意見を開陳していた。

アメリカの覚書を受領したあとの三月一七日、ふたたび「対露策」という意見書をしるすが、そのなかでは、

「連合与国ハ今日迄ノ政策ハ敢テ過激派政府ヲ敵視セサルカ如シ然ルニ帝国政府ニシテ出兵センカ出兵ノ名儀目的如何ニ係ラス其ノ結果ハ過激派政府ヲ敵トナス結果ヲ生スルヤ明ナリ然ルトキハ帝国ハ露国ニ対シ連合与国ト異リタル行動ヲ取ルに至ルヘシ是果シテ得策ナルヤ如何」

といい、軍費調達の問題にも触れて、

「然ルニ米國ハ己ニ主義ニ於テ帝國ノ出兵ニ反対スルモノナレハ是亦帝國ノ募債ニ応スルコト覚束ナキノミナラス米國ニ貯蓄シアル我カ金貨ヲスラ回収スルコトモ困難ナルヘシ帝國ハ獨力ニテ軍費調達ノ見込十分ナルヤ如何」

とのべて、山県同様米英への経済的依存の状況にかんがみて、アメリカの反対を排して出兵政策を敢行することの困難さを指摘していたのである。

国及連合列国間ニ相当ノ了解成立ニ至ラサル行動ニ付テハ帝国政府ハ深く自ラ戒慎スル所アラムトス」
とのべ、アメリカの同調なきシベリア出兵はこの時点で実行する意図のないことを明確にしたのである。⁽²⁵⁾

かくしてウラディボストークでの陸戦隊上陸も、陸軍の「浦潮応急派遣計画」も中止されねばならなかった。三月
一五日、板内（曾次郎）海軍次官は加藤司令官宛に新しい訓令を送る。

「時局ニ対スル米国政府ノ意嚮ハ田中代理大使來電ニヨリ略御承知ノコトナルヘク且我カ高等政治家ノ議論モ今後、
特別ノ事態発生セサル限り陸軍出兵ノ挙ナキラ得策トスト云フニアルカ如シ……從テ浦潮局地ニ於ケル貴官ノ挙
措モ我國策ニ一致スルノ方針ニ基キ此際深く自重セラルル所アランコトヲ望ム」⁽²⁶⁾（傍点は筆者）

5、陸戦隊のウラディボストーク上陸

日本側の陸戦隊上陸の準備の動きの報は陸上に伝えられ、ポリシェビキの行動抑制に作用する。商業会議所やアル
チエーリの役員釈放、各商店へのコミサールの派遣撤回、各商店傭人への人頭税の廃止といった一連の措置に出て、
ブルジョアジーとの対決回避へと戦術転換を行なった。

しかしこの形勢は長くつづかなかつた。日本をはじめ連合国政府の干渉が、「無言の威圧」の限界をこえて、積極
的な武力干渉へと容易に移りえないことを察したこの地のポリシェビキは、慎重な態度を捨て、ふたたび行動を積極
化する。三月二四日夜、武力をもって郵便局、電信局を占領、その業務を停止せしめ、その支配力を拡大する態勢を
しめした。さらに続々赤軍の入市を図っているとの情報も伝えられてくる。

かくてポリシェビキとメンシェビキ、社会革命党の間で共有され、「不安定な均衡」状態にあったウラディボスト

ークの権力状況はこの頃からポリシエビキの単独支配へと次第に移行する色合いをはっきりさせていた。この事態に当然ゼムストポと市会側の反撃が予想された。市会はポリシエビキに対抗する力を一般市民の支持にもとめた。三月三〇日、市会は檄文を発して、ポリシエビキの「内乱的行動」を訴え、一般市民は市会に力を藉すよう、そしてソビエト代表に圧力をかけて、「暴挙」を中止せしめるよう呼びかけた。

同時に市会側は、連合国ことに日本の武力行使が一般市民の反日感情を刺激し、ポリシエビキ側がその感情操作から一層有利な立場に立つことをおそれた。市長アグリョフは、檄文を布告した当日、加藤司令官と会見し、

「軍艦ノ在泊ハ確ニ過激派ノ妄動ヲ抑制スルニ効アリ……然レトモ之ヲ陸上ニ用イテ直接過激派ノ威嚇ニ使用セラ
ルルコトアラハ却テ内政干渉トシテ過激派ノ口実ヲ作成シ……」

と訴えて、その自重を懇請した。⁽¹⁾

ところで、ポリシエビキによる電信・郵便局閉鎖の強行措置に対し、連合国領事団は、兵力使用の威嚇をもってしても通信再開を要求すべきであると本国政府に請訓し、⁽²⁾一方、加藤司令官は、三月二十九日、

「過激派ハ在泊与国艦隊ノ沈黙ト陸戦隊ノ兵力トヲ侮リ、最早与国ノ干渉ヲ恐レス、今後ハ実力手段ヲ以テ労農主
権ノ確立ヲ断行セントスルニ至リシモノノ如ク……」

との情況判断をしるし、とくに米艦隊司令官ナイト大将（ブルックリン、三月一日にウラディボストークに到着）の要望をあげて、元山に待機中の日本艦隊の一部と、陸兵塔載の運送船の派遣を、東京に訴え、さらにこの措置からは、一時的効果しか期待されないゆえ、日本としては、「後日更ニ過激派カ波瀾ヲ起スニ当リテハ、明白ニ兵力干渉ヲ宣

言シ、武力威圧ノ下ニ穩和派ヲ幫助シテ、憲法議會ノ衰運ヲ挽回シ、過激派ヲ除外セル各派連合共和政体ノ樹立ヲ強行スル」策をとるべしと、強硬論を説いて⁽³⁾いた。

現地からの強い要望にもかかわらず、日本政府はこのさい、二週間前に確認したばかりの基本方針を変更する立場になかった。外相は三月三十一日、菊池総領事に、

「現下浦潮斯徳ノ状態ハ勞兵会カ、二、三ノ公署ヲ占領シタリト云フニ過キスシテ、直ニ我居留民ノ生命財産ニ危害ヲ及ホスモノトハ認メラレス、從テ此際直ニ陸戰隊ノ揚陸ヲ請求スルノ時機ニアラスト認ム」(傍点は筆者)と指示し、⁽⁴⁾また海軍次官は加藤に中央の意向を次のように伝えた。

「現下ノ貴地並内外ノ情勢ヲ察スルニ……直ニ艦隊殊ニ陸軍兵力ヲ動かスノ時機達セリトハ認メ難シ。万一貴地過激派カ与国居留民ノ生命財産ヲ危クスルカ如キ事態ヲ招カハ、自衛上機宜ノ措置ヲ執ラルルハ勿論、或ハ後詰の兵カラ運用スルニ至ルヘキカナレトモ……」⁽⁵⁾(傍点は筆者)。

東京からの右の二つの電報は、日本政府が陸戰隊上陸を許容すべき正当な名分の立つ事態としては、居留民の生命財産に危害が及ぶ場合を考慮していることを明らかにした。それはまた寺内、本野間の了解条件に即したものであった。

さて、日本政府が訓令で明らかにした、陸戰隊行使の条件が成立するためにはさして時間がかからない。四月四日午前、ウラディボストーク市内の石戸商会を襲った賊は、日本人三名を殺傷して逃亡した。事件の報に接した加藤司令官は状況を、

「加害者カ過激派兵士ラシカリシコト、金品ヲ奪取セサリシコト、過激派カ漸次横暴ヲ逞シクシ来リタルコト、及

地方警察カ全然無力ノ状態ニ在リシコト等ヨリ推シテ、或ハ過激派カ日本人殺害ノ非挙ヲ敢行スルニ至リタルヤトモ想像セラレ

と判断、かくして、

「禍害ノ他ニ波及スルヲ予防スルノ必要アルノミナラス、他面在留日本人ノ不安ヲモ鎮静スルノ急ナル⁽⁶⁾也見」

菊池総領事と熟議の後、本国政府の訓令を俟たずして陸戦隊上陸を決意した。翌五日未明、乙陸戦隊、つづいて甲陸戦隊、総数五三三名を揚陸させ、市内の警備につかした。イギリス軍艦サフォークからも五〇名の陸戦隊がこれにつづき、イギリス領事館の警備についた。イギリス領事ホジソン Robert M. Hodgson、サフォーク艦長ベイン Captain Payne いずれも、三月下旬いらい情勢の急迫を本国に伝え、連合国側の無為の継続に、ポリシェビキは一つずつ地方官署の支配をその手中におさめんとしており、完全支配の確立を防止するためには連合国の積極的反対のみが唯一の方策である、ポリシェビキが権力を奪取すれば軍需物資保護の可能性は完全に失われるであろうと、実力行使の要を説いて⁽⁷⁾いた。

石戸事件の発生は、加藤司令官に陸戦隊上陸の名分をあたえ、その行動はイギリスの支持をも得たかに見えた。事態の発展はシベリア出兵の端緒をうかがっていた日本軍部内部の出兵論者からも好機到来ととらえられた。参謀本部は、「浦潮応急派兵計画」の実施を強く出張し、また有馬長官は第三艦隊の一部の急遽ウラディボストークへの進発と、残部の朝鮮の羅津浦への集結を命令した⁽⁸⁾。状況はふたたび三月上旬に相似して、シベリアへの本格的な干渉開始の機が訪れたかに見えたのである。

しかしこの時点でも出兵論者の期待は満たされなかった。参謀本部の出兵論に対しては、陸軍省側が「従来ノ閣議ノ意見ニ基キ時機尚早」として、これに反対し、一方、海軍省は有馬長官による増援艦隊派遣の措置への禁止命令を發⁽¹⁰⁾し、加藤司令官に対しては、陸戦隊上陸については、これをやむをえない措置として承認するが、軍艦増派の意図はない旨を伝える。これを不満とする加藤は、「時局收拾ノ終局策」として「赤衛軍ヲ解散シ全武器ヲ押収」する強圧手段があくまで不可欠と主張するが（四月七日）、中央をこれを拒否し、

「一時限りノ局地的措置トシテ円満ナル方法ヲ以テ成ルヘク速ニ本件ヲ打切ルコト極メテ必要……要スルニ政府ノ方針ハ大局上飽クマテ本件ヲ以テ東亜出兵ノ導火線タルコトヲ避ケタキ考ナルニ付」⁽¹¹⁾と、政府の基本方針を明らかにした。

外相から菊池総領事宛の四月一日の訓令は、政府の方針を一層明確にした。それはウラディボストークでの日本の措置は、「我外交ノ大局ニ重大ナル障害ヲ来タ」すおそののある点を充分に考慮して、あくまでも今回の上陸を「局地的措置」にとどめ、革命的事態への一切の干渉を差控えるよう命じたものであった。

「今回陸戦隊ノ揚陸ハ露國ノ為地方ノ秩序ヲ回復シ、其ノ行政情態ヲ改善セムトスルカ如キ政治ノ目的ヲ加味スルモノニアラス、從テ右行政情態ノ如何ニ不満足ナルモノアリトスルモ直接ニ在留外國人ノ生命財産ヲ防衛スルノ急迫ノ必要ナキ限り一切干渉スルノ嫌アル言動ヲ避ケラルヘシ」⁽¹²⁾（傍点は筆者）

政府の公式見解は右のように現地に伝えられた。本野の心中は、しかしいぜんとしてシベリア出兵の早期決行を断念したものでなかった。四月二日、本野は「西比利亞出兵問題ニ関スル卑見」と題する意見書を草して、これを寺内

首相のもとに送り、さらに山県、松方（正義）両元老にも提出（四月一日）、その自重態度の再考をもとめていた。それは、

「出兵ノ趣旨タル露国ヲ独逸ノ把握ヨリ救出シ聯合与国ノ急ニ赴キ兼ネテ又帝国ノ自衛ト東亜全局ノ保持ノ途ヲ講スルニ在リ殊ニ英仏聯合与国ノ懇請ニ応スルモノナリトナスニ於テ其ノ名儀亦誠ニ公明正大ナリ」

として、シベリア出兵敢行を迫ったものであり、四月一二日の閣議にはこの「意見書」にもとづいて出兵強行への政府決断をもとめていた。しかしこの「本野意見書」は、ある程度両元老の心中に波紋を投じたものの、伊東巳代治あたりからは、「孟浪杜撰の意見書」と酷評され、そのシベリア出兵断行論は「架空の妄説」と冷笑され、⁽¹³⁾本野の最後の努力も効を奏さなかった。出兵論に挫折した本野は病気に名を藉りて、やがて四月二三日、外相の職を退く。

この間、ウィルソンの同意なくして、日本の出兵実現は困難であることを承知したイギリスは、アメリカ政府説得に多くの外交的努力を重ねる。しかし三月五日の覚書でしめした立場からものはやウィルソンは動こうとはしなかった。

陸戦隊を上陸させたにもかかわらず、日英の行動は限定されたものであるとの状況は、やがてポリシエビキ側の認知するところとなる。しかもゼムストボ側の懸念したごとく、陸戦隊の上陸が触発した一般市民のナシヨナリズム意識は、ポリシエビキによって巧に勢力確立の方向に誘導される。四月二〇日の沿海州自治会大会は、陸戦隊上陸に対する強硬な抗議を提示する一方、いぜん州自治会が州の行政機関であることを確認する決議を可決したが、所詮大勢の帰趨は定っていた。

この時期にウラディボストークの形勢観察のためとくに海軍省から派遣された山川（端夫）参事官は右の状況を的確に把握、陸戦隊の早期撤兵を支持する報告を提出していた。

「……温和派ハ与国ガ之ヲ事実上ノ権力者ト認メ居ルコト及与国軍艦ノ滞在ニヨリテ今日僅ニ形骸ヲ存シ居ルニ過ギズシテ実ハ已ニ過激派ニ移リ居レルガ如ク……撤兵問題ヲ速ニ解決センガ為ニハ寧ロ此際司令官ノ布告及総領事ノ宣言中ニアル内政不干渉ノ趣旨ヲ徹底セシメ過激派ヲシテ政權ヲ執ルニ任セ以テ地方ノ秩序ニ当ラシムルヲ捷徑トスベシト思考ス……」⁽¹⁵⁾

このような状況のなかで、クラスノシチョコフらによって率いられるポリシェビキは、メンシェビキ、エス・エル系の市会、ゼムストボ勢力排除の最終的行動に移る。四月二五日に州ゼムストボ、五月二日には市会の解散が、赤衛軍の力のもとに強要される。さしたる抵抗も見られず、日英の陸戦隊も事態に介入することなく静観を保持したままであった。

ウラディボストークでのポリシェビキの権力が確立したことで、シベリアでの革命化は一段落した。しかしちょうどこの時点、同市には新しい様相が生まれつつあった。すなわち欧露から、ヨーロッパの西部戦線へと移動途上のチエコスロバーク軍団が続々と姿を現わしはじめていた。同市には新しい力の要素が加わってきた（四月二五日、先発部隊到着、五月七日、八四〇〇名、六月一日、一万四〇〇〇名に増加）。日本では閣内で孤立して、その地位を去った本野一郎に代って、後藤新平内相が新しく外相に就任した。かくて、シベリア出兵問題は新しい段階へと移行してゆく。

第 1 章

- (1) Manning, Clarence A., *The Siberian Fiasco*, 1952, p. 22; Morley, James W., *The Japanese Thrust Into Siberia*, 1918, 1957, p. 71.
- (2) 長瀬武雄 Morley, James W., "The Russian Revolution in the Amur Basin," *American Slavic and East European Review*, Dec. 1959, pp. 450-1.
- (3) Morley, *op. cit.*, p. 451; Manning, *op. cit.*, pp. 21-3.
- (4) Manning, *op. cit.*, p. 22; White, John A., *The Siberian Intervention*, 1950, p. 101.
- (5) Rohrer, T. I., *Russian Local Government During the War and the Union of Zemstvos*, 1930, pp. 15, 210.
- (6) Максаков В. и Турнов, А., *Хроника гражданской войны в Сибири*. 1917-1918, 1926, стр. 41.
- (7) Максаков, *цит. соч.*, стр. 46.
- (8) Morley, *op. cit.*, pp. 458-9; Manning, *op. cit.*, pp. 23, 32; Максаков, *цит. соч.*, стр. 48.
- (9) Morley, *op. cit.*, p. 467.
- (10) *Ibid.*, p. 464.
- (11) Максаков, *цит. соч.*, стр. 49.
- (12) Morley, *op. cit.*, pp. 464-5; Максаков, *цит. соч.*, стр. 54.
- (13) Максаков, *цит. соч.*, стр. 52; White, *op. cit.*, p. 102.
- (14) Максаков, *цит. соч.*, стр. 57

(15) 関寛治、現代東アジア国際環境の誕生、昭和四一年、の第一論文「一九一七年ハルビン革命」が、これについてのすぐれた分析を行なっている。

第二章

1、革命発生の情報

- (1) 一月七日発、在モスコロ熊崎総領事より本野外相宛、第一四四号、日本外交文書、大正六年、第一冊、昭和四二年、五五八ページ、
 - (2) 原奎一郎編、原敬日記、第七卷、昭和二六年、二六六―七ページ。
 - (3) たとえば東京朝日新聞の十一月一日、一四日付。
 - (4) 一月八日発、在露内田大使より、本野外相宛、第一二二四号、前掲日本外交文書、五六二―三ページ。
 - (5) Degras, J. (ed.), *Soviet Documents on Foreign Policy, 1951, Vol. I, p. 4.*
 - (6) 一月二三日発、在露内田大使より本野外相宛、第一一六三号、前掲日本外交文書、六一四ページ。
 - (7) 一月二七日、在本邦フランス大使より本野外相宛、前掲日本外交文書、六二六ページ。
 - (8) 一月二九日、本野外相より在仏松井大使宛、第一四四号、前掲日本外交文書、六二九ページ。
 - (9) 一月二九日、本野外相より在露内田大使宛、第八六七号、前掲日本外交文書、六二九―三〇ページ
 - (10) 細谷千博、シベリア出兵の史的研究、昭和三〇年、二三―四ページ。
- 2、シベリア出兵のプラン
- (1) 前掲原敬日記、二九四―六ページ。
 - (2) 前掲書、三〇三―四ページ。

シベリア出兵の序曲

- (3) 前掲日本外交文書、六六一―九ページ。
 - (4) 細谷、前掲書、五三―四ページ、
 - (5) たとえば一月三〇日、二月四日、七日、八日の在ウラディボストーク菊池総領事より本野外相宛の電報と書信。
 - (6) 前掲、外交調査会への提出文書参照。前掲日本外交文書、六六一―三ページ。
 - (7) 二月一日、本野外相より在ウラディボストークの菊池総領事宛、前掲日本外交文書、六四六ページ。
 - (8) Ullman, Richard H., *Intervention and the War, 1961*, p. 46.
 - (9) *Ibid.*, p. 49.
 - (10) 二月二日、在英珍田大使より本野外相宛、第五五四号、前掲日本外交文書、六五一―二ページ。
 - (11) 二月五日、本野外相より在英珍田大使宛、第八二三号、前掲日本外交文書、六五九―六〇ページ。
 - (12) 前掲原敬日記、二九四ページ、
 - (13) Ullman, *op. cit.*, p. 89.
3. 日本参謀本部の動向
- (1) 参謀本部編、大正七年乃至十一年西伯利出兵史、第一卷、大正一三年、三三―四ページ、及び付録第三、二九―三三ページ。
 - (2) 奈良武次日誌、大正六年二月七日。
 - (3) ブラゴベシチェンスクに派遣された特務機関石光真清はその活動の模様をつづった「誰のために」(昭和三四年)を残している。そのなかに任務についての訓示、命令が見える(二三―四ページ)。陸軍の「密大日記」には各地に派遣された特務機関の名前がしるされている。

- (4) 前掲西伯利出兵史、一〇四三—六ページ。
- (5) 沢田茂中将回想録、シベリア出兵前後の思出、昭和二年一月。
- (6) 前掲原敬日記、三〇三—五ページ。
- (7) 前掲書、三〇四、及び三〇九ページ。

第三章

1、英艦サフォークの回航

- (1) 大正七年一月二日、在英珍田大使より本野外相宛、第四号、日本外交文書、大正七年、第一冊、昭和四三年、六三四—六ページ。
- (2) 大正六年一月三〇日、在ウラディボストーク菊池総領事より本野外相宛、第一二一号、日本外交文書、大正六年、第一冊、六三一—二ページ。
- (3) 大正六年二月八日、在ウラディボストーク菊池総領事より本野外相宛、機密第八〇号書信、前掲日本外交文書、六四二—六ページ。
- (4) Caldwell to Lansing, Dec. 11, 1917, United States, Department of State, Papers Relating to the Foreign Relations of the United States (以下「Foreign Relations」略称), 1918, Russia, Vol. II, 1932, pp. 6-7.
- (5) Caldwell to Lansing, Dec. 30, 1917, *ibid.*, p. 16.
- (6) Caldwell to Lansing, Jan. 1, 1918, *ibid.*, pp. 16-7.
- (7) 大正七年一月一日、在ウラディボストーク菊池総領事より本野外相宛、第一号、海軍省、大正戦役戦時書類、卷一一〇。
- (8) 海軍軍令部、大正四年乃至九年海軍戦史、大正一三年、一三四—五ページ。

- (9) 細谷、前掲書、一三二ページ。
 - (10) Ullman *op. cit.*, pp. 90-1.
 - (11) 一月三日、小林海相副官より呉鎮守府参謀長宛、前掲戦時書類。
 - (12) 加藤寛治伝記編纂会、加藤寛治大将伝、昭和一六年、六六七ページ。
 - (13) 前掲戦時書類。
 - (14) 前掲戦時書類。
- 2、無言の威圧
- (1) 一月九日、本野外相より菊池総領事宛。前掲戦時書類。
 - (2) 前掲海軍戦史、一三六―九ページ。
 - (3) 小林副官起草と見られ、安保のほか、山屋、市井、森山(慶)の捺印が見られる。前掲戦時書類。
 - (4) 細谷、前掲書、一三三―七ページ。一月一九日、ソビエト政府は対日抗議ノートを内田大使に送り、またこの事件によって内田大使の露都追放の噂がささえ生れていた。Kennan, George F., *Russia Leaves the War*, 1956, pp. 319-20.
 - (5) 一月二二日、初めて英政府は日米共同でのウラディボストークへの出兵をアメリカ政府に提議する。Ullman, *op. cit.*, p. 89.
 - (6) Josephus Daniels Diary (The Library of Congress), Jan. 2, 1918.
 - (7) Kennan, *op. cit.*, pp. 318-9.
 - (8) Robert Lansing, Desk Diary, Jan. 4, 1918.
 - (9) しばしば駐米ロシア大使がこのような情報をもたらしていた。一月四日のマイルズ・ロシア部長からランシング國務長

官宛6覚書。NA (National Archives) 861.00/938j。#4 Kennan, *op. cit.*, p. 321.

(10) NA 861.00/ 951

(11) Daniels Diary, Jan. 19, 1918.

(12) Kennan, *op. cit.*, pp. 304-5,

(13) Polk to Morris, Jan. 20, 1918, Foreign Relations, *op. cit.*, p. 31.

(14) 一月二五日着、加藤司令官より軍令部総長、海軍大臣宛、秘受二二七一号。一月二六日の「任務経過報告」はしるす。

「軍艦派遣ノ影響ハ寧ロ領土占領ノ威嚇トナリテ過激派ノ猛省ヲ促シ尠クトモ当方面ノミニクローダヲ行フニ大ナル遠慮アラシムルモノト判断ス」戦時書類、卷一九四。

(15) 前掲戦時書類。

(16) ベルサイユ事件について菊池総領事は詳細な報告を送っている。二月五日、菊池総領事から本野外相宛、機密第一五号書信、日本外交文書、大正七年、第一冊、六四四—七ページ。

(17) 二月五日、加藤司令官より加藤海相宛、細谷、前掲書、一三四ページ、及び前掲戦時書類、卷一一〇。

(18) 二月七日、加藤海相より加藤司令官宛、前掲日本外交文書、六四七ページ。

(19) 二月八日、本野外相より加藤海相宛、前掲戦時書類。

(20) 前掲西伯利出兵史、第三卷、一〇四六ページ。

(21) 前掲書、前掲ページ。

(22) 前掲書、前掲ページ。

(23) 前掲書、一〇四六—九ページ。

シベリア出兵の序曲

3、出兵への傾斜

- (1) 二月五日、「本野大臣ト米國大使ト会談要領」、前掲日本外交文書、六四三—四一四ページ。
- (2) 前掲西伯利出兵史、第一巻、付録第四、三五—九一ページ。
- (3) 前掲西伯利出兵史、第一巻、三五—一〇一ページ。
- (4) 寺内正毅文書(国会図書館)。
- (5) The British Embassy to the Department of State, Jan. 28, 1918, Foreign Relations, *op. cit.*, pp. 35-6.
- (6) Ullman, *op. cit.*, p. 96; Kennan, *op. cit.*, p. 464.
- (7) このシムソン電報は、シムソンに伝えられた、イギリス政府の対米関係で非公式連絡役をこなしたワイズマン Sir William Wiseman のメモ、一月三〇日付であった。Wiseman Papers, (Yale University Library) No. 62。参考 Ullman, *op. cit.*, p. 95. 参照。
- (8) Lansing to Bliss, Feb. 2, 1918, NA 861.00/1261a
- (9) Wilson to Lansing, Feb. 4, 1918, NA 861.00/1097
- (10) The Department of State to the British Embassy, Feb. 8, 1918, Foreign Relations, *op. cit.*, pp. 41-2.
- (11) Lansing to Page (in Great Britain), Feb. 13, 1918, *ibid.*, pp. 45-6.
- (12) 二月一二日のワイズマン覚書は、ワイズマンとシムソンがボリス・ホロキエフ政権をアメリカが承認すべきかどうかで結論に達したことを示している。Memorandum No. 3 for Reading from Wilson, Feb. 12, 1918, Wiseman Papers, No. 94.
- (13) Foreign Relations, 1918, Russia, Vol. I, 1931, p. 381. また細谷、前掲書、七八—九一ページ。
- (14) Ullman, *op. cit.*, p. 101.

- (15) 珍田大使の報では二月二日会見となっているが、イギリス戦時内閣の記録では二月二三日。
- (16) 二月二四日、珍田大使より本野外相宛、第一六九号、前掲日本外交文書、六五九—六三三ページ。
- (17) 二月二五日のイギリス戦時内閣の議事録。Minute of a Meeting of the War Cabinet, War Cabinet 353 (Public Records Office)
- (18) Kennan, *op. cit.*, pp. 474—5. この日、ワイズマンもウィルスンとハウスに会見、ハルフォア電報を伝えている。Wiseman Papers, No. 62.
- (19) 二月二二日、松井大使より本野外相宛、第七六号、前掲日本外交文書、六五〇—一ページ。
- (20) Foreign Relations, Lansing Papers, Vol. II, 1940, p. 354.
- (21) 訓電は何故か、二月二五日にバリのブルリスのもとに到着する。Bliss Papers (The Library of Congress), Box 68.
- (22) Joint Note No. 16, Bliss Papers, Box 193.
- (23) Foreign Relations, Lansing Papers Vol. II, p. 355.
4. ウィルスンの覚書
- (1) 前掲戦時書類、卷一—〇。
- (2) 二月二〇日、加藤司令官より栃内次官宛、戦時書類、卷一—〇。
- (3) 三月一日、栃内次官より加藤司令官宛、前掲戦時書類。
- (4) 三月四日、田中参謀次長より中島少将宛、前掲戦時書類。
- (5) 三月二日、加藤司令官より栃内次官宛、機密二五号、前掲戦時書類。
- (6) 三月六日、任務経過報告、戦時書類、卷一九四。

- (7) 三月七日、加藤司令官より加藤海相宛、機密三〇号、戦時書類、巻一〇。
- (8) 三月七日、加藤海相より加藤司令官宛、零一番、前掲戦時書類。
- (9) 三月七日、加藤海相より八代(六郎)佐世保鎮守府長官宛、一番、前掲戦時書類。
- (10) 前掲西伯利出兵史、第一巻、三七—九ページ、付録六、六九—七一ページ。
- (11) Daniels Diary, March 1, 1918.
- (12) Foreign Relations, Lansing Papers, Vol. II, p. 355.
- (13) *Ibid.*, p. 356.
- (14) 細谷、前掲書、九四—六ページ。
- (15) Foreign Relations, 1918, Russia, Vol. II, pp. 67-8.
- (16) 三月七日、「本野外務大臣ト在本邦米國大使トノ会谈要領」、前掲日本外交文書、六九〇—三ページ。
- (17) 前掲原敬日記、三四五—九ページ。
- (18) 前掲書、三四二ページ。
- (19) 寺内文書。
- (20) 徳富猪一郎編、山県有朋伝、下巻、昭和八年、九八七—九ページ。
- (21) 寺内文書。
- (22) 鶴見祐輔編、後藤新平伝、第三巻、昭和二年、八七九—八〇ページ。
- (23) 寺内文書。
- (24) たとえば、三月一日の本野外相とグリーン駐日英大使との会谈。前掲日本外交文書、六九七—八ページ。

- (25) 三月一八日、閣議決定、一九日外務省より米国大使宛に回答。前掲日本外交文書、七〇九―一二二ページ。
- (26) 三月一五日、栃内次官より加藤海相宛。前掲戦時書類。
- 5、陸戦隊のウラディボストーク上陸
- (1) 四月一三日、加藤司令官より加藤海相宛、「アガリョフトノ会見要領」、前掲戦時書類。
- (2) 前掲、海軍戦史、一四九ページ。
- (3) 三月二九日、加藤司令官より加藤海相宛。前掲海軍戦史、一五一―三ページ。
- (4) 三月三一日、本野外相より菊池総領事宛、前掲戦時書類、卷一〇。
- (5) 三月三〇日、栃内次官より加藤司令官宛、前掲海軍戦史、一五四ページ。
- (6) 四月一八日、山川参事官より加藤海相宛、前掲戦時書類、卷一〇。
- (7) Ullman, *op. cit.*, p. 145.
- (8) 前掲西伯利出兵史、第一卷、三八ページ、及び前掲戦時書類。
- (9) 西伯利出兵史、第一卷、三八ページ。
- (10) 四月五日、加藤海相より有馬長官宛、五番、前掲戦時書類。
- (11) 四月八日、栃内次官より加藤司令官宛、零八番、前掲戦時書類。
- (12) 四月一一日、本野外相より菊池総領事宛、九五号、前掲戦時書類。
- (13) 四月二日、本野外相より寺内首相宛。前掲日本外交文書、七三二―四四ページ。
- (14) 伊東巳代治文書(国会図書館)
- (15) 四月一八日の前掲山川参事官の報告書。前掲戦時書類。
- (昭和四十六年八月二十七日 受理)